

# 貞丈雜記

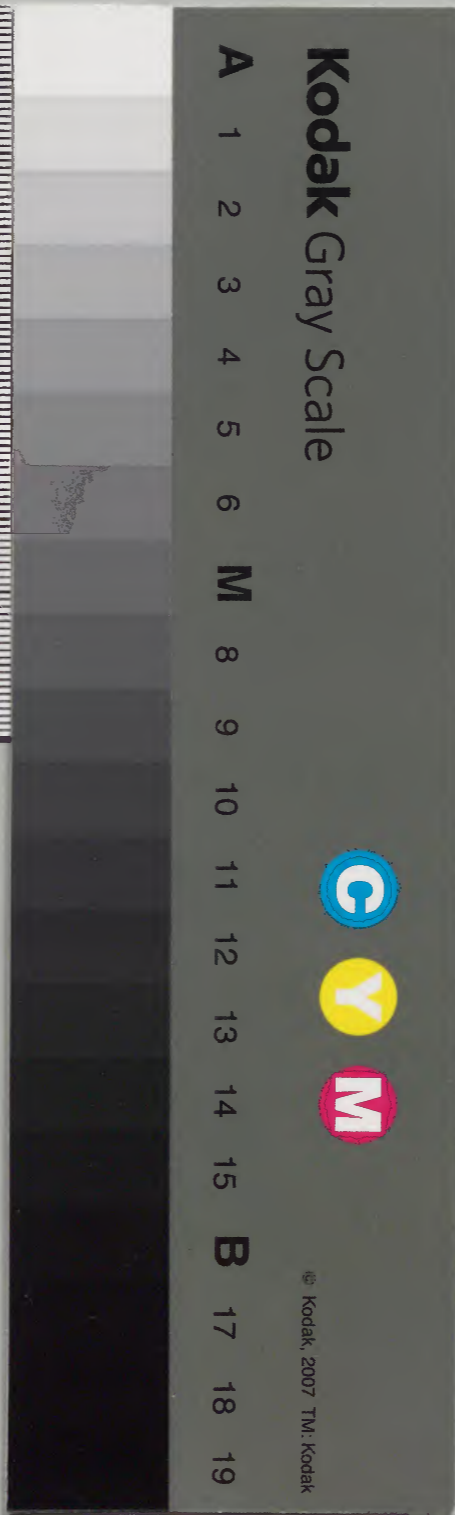
裝束

六

				和書門
一六	八〇	二〇七八一	類	
冊	架	函	號	類

庫文閣内			
一五三	二〇七八一	和	
函	一六	書	
一七	冊	號	類
架			

内閣文庫	
番號	和 20781
冊數	16 ( 5 )
函號	153 278



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり







司是ハ總腋の衣あり 縫腋とハ両方の脇ヲ 武官の腋を襖ト云 ぬいばけけらるる  
 武者とい武道ヲ奉として天子を守護するものなり 是ハ刺腋の衣といハ  
 大将中將女將を爲つる者 左を左の類多  
 あり方の腋をぬいばけけらるる 是襖乃事を後代ハ刺腋の袍といハ  
 あけて是と云ふなり 本名ハ襖あり

正字通ト云字書ニ襖ノ字

属六書ニ  
 へ三今以衣  
 衣ヲ爲襖  
 トアリ衣衣  
 ハアワセ  
 衣ナリハ  
 義ニヨリテ  
 狩衣表  
 フ付タルヲ  
 狩襖ト云

一 狩襖といハ袖あり 即將衣の事ニ 狩衣ハ鷹狩の時より着  
 る腋ニテ其袂右に記シタル武者の襖ニ似たる袖あり故鷹狩の  
 時着る襖といハ義めて 狩襖とモ云ふ此狩襖を人より  
 凡流を好て大袷身袖ヲ錦と云ふてたり たるとあり  
 大袷ハ上之下の端ニ耳袖ハ袖ニ幅  
 の内をしくちの方ヨリ丸幅ヲ作り 此袷ありて裁りしは 狩襖  
 狩の字ヲ捨テ襖と云り 記したるあり 誤れり 左のこと  
 襖といハ 記ししをらんて 狩襖とハ別の袖といふはたる

誤り

此説ハ  
 口口不  
 用々

説あり 誤り 袴と云かりいハ右云く武者ノ朝服ニ  
 一 狩衣一名狩襖と云腋ハ鷹狩の時より着る故 狩衣とも 狩襖  
 とも云也 鷹飼 鷹匠 是を名て袖口ニある袖括ノ緒を平クビニて  
 くるよせて小ハヤシ たるおくりて 鷹を居る袖をのほし  
 至てハ鷹をつくお好きある故ニ 鷹飼の野山ニ着る腋ある衣ハ  
 布めて縫作りし衣 狩衣の一名ヲ布衣ト云ムとも云也 緋綾  
 を以て 狩衣ニ縫作るコトヲ禁断せらる事 延喜御正式より  
 たり 狩衣ニ 嵯峨天皇鷹を好きせむハ 野の行幸より有て  
 出みつる鷹をつくをせむハ 公云ふ云及まはらうら  
 鷹をつくハ 鷹をよりて 狩衣ハ布衣ト云ふ 緋綾物  
 を以て作られし 鷹をよりて 後 狩衣花縹



たる也一將衣鷹狩の時の服をれと後利ある物なれハ  
りり鷹狩あらぬ時をれと用らる事ありり又將  
衣のよよく指貫の袴も本名ハ將袴と云て是も布を  
作りしり將衣の花番はあらはたしりて將袴も花番  
至て綾織物をして作る事なれり將袴ハ指貫と別  
の袴云候ハ候

一素襦とも書す又素袍ととも書く襦の字をよしとす

素袍と云名目ノ古者ニ云ハ寛正應仁文明の頃上下と云名目ハ鷹承ノ以ヨリ見ユ  
その前古書ハ皆襦の字を用る又クハ書クコトモアリ又ス  
素袍上下ト云イヌハ地ハ夏ハ越後布又モジサイニテ單ニ冬ハ麻又ハ布ヲ用ユ又單ニ

あをとよむ事ハ一あをひと書てあをひとよむ同

例也素袍と書しるもあはれりされとも古去  
ハ多く素襦と書なれりハそれハ

一はあふのむハ付らる皮をひもたひり皮との云こ条こ

竹書云すあふのひも草の事一黒梅は紋の付らる伊紀伊

玉草可然事ハ金仙寺ハ貞宗事黒梅を用い一素草ハ打

まうせてハ付まらる中より一人ハ社中ハすて候事ハ公方様  
内用の色あり候も

波目格目格といふのこ  
を際しありひきめ草くろキ草ニ赤クニ云  
白の根多ク付候あををひり

付られいさもあるへくはたまはひもハひとんとてひとん  
のひろ

昔より定りたる事をして今ハ世の外ひろくは

可然ゆ

一素襦の初めの格様ハひりを志中よりニッは打て打目

方をなすまむすひりて是れハひりり己かむすひ

も素襦格ハありありとあり



敵倍勝ると勅る時を外を志げ候事ある時ハ  
心りの結目をこきして小袖とすあふの宮へ入てはめて帯の  
通りはたきこも至也日記よりひりを納るとあるはけ事あり  
今ハ心もを結事を知らぬ人多し紐をよへてはめて  
てうの前後の内へ入て着ん古風を知らぬあり  
一素襖もんそき草をむきひて紋の上へ付るをきくこと  
と云糸の笠の書も云きくことしはあふを不ことと云  
り着てしこと今ハそくしめて付ひきくことちもたよつて  
いそ糸着てこち付る事ハ不儀也

一すあふ袴と云ハはあふのりもてく長袴の事也とあふ  
と同一色目紋もするん又はあふと長袴の事あり

一素襖ウラウラヒタレラズと云ふとの紋いりしハ家の紋のりも限らぬとの  
紋を付しん家の紋付る事も勿論ハ婚迎記にああ  
ふもくぬのりもいりしとあり是より免君よりむこととの  
進上のさあふの紋を云又道照悪事より打若舟の  
事中畧紋の事ハ家の紋付は方もハ大畧松竹露名水  
あと也ハ相ある紋ありハ不付しと巻川記云上下の上下  
をあふ色ハ何れとて先あふさくちんむくのこも能ハ  
又うら打ハ大畧あふさくちん入道とハちんのを云  
ハ紋の事ハ松竹露名水を付ハ又家の紋を付ハ小  
紋の上下ハ畧儀也小紋の上下ハ大畧あり近年もやハ  
又諸書茶も云春の仕衣装の事もあふ袴

それある  
時家の  
紋をハ  
無事と  
付る  
むくのこ  
色ハ  
かき  
紫  
タリ  
黒ト  
ト云  
ナル  
覆  
終  
の  
神  
死



春成桐竹竹書云素襖條冬の事 時黄からん案條梅より梅条行しより

黄色より條で時の賞祝の物を肩より付す 則柳より復

の上下の事 地を水色より條松を肩より付る 秋の上下

の事 地をひりより條相の事 又、時の事を紋より付る

冬の上下ハ馬より布へ又義詮云御糸内儀武云歩行兵

三百人各家紋付たる並垂帯劔云又殿中日と祝寛

正六年八月廿二日細川及馬場よりおいて大逆物有し事証

記ししる所より素履 伊勢守 貞親 馬鹿毛はさあふ地よりん被後

布は紋治よりおのたりぬひめはけの事をりよ ぬひめつけとハ 伊勢守 貞親

三寸あまりの第一とをりあ色又武座 伊勢守 貞親 宗事 馬

月毛御はあふ地白地のんよりひうきとをかちんより首の事

をよりぬりんよりえき又留刻 伊勢守 貞親 宗事 馬鹿毛栗毛

御はあふ地よりん尾長鳥二つぬひめ付云 ぬひめ付とハ今 伊勢守 貞親 右素

襖並垂の紋家此紋でも付しる流文ナリ糸々笑書云云

あふよりぬりよきぬ袴あとの紋の事云目よぬりぬり可

然ハ 是又家の紋より 伊勢守 貞親 さのこちいさきも又大あふ人より上

房小者ハ人の目よ立ハ柳あふり能ハさも毛あふ人ハきぬぬ

きぬぬりよきぬ

一はあふの紋よむやうゆんと云事あり紋の内を多あふ

色よりしるを云正月御事始記云むやうゆんとハ色を

つじして條しるをむやうゆんとハ御禁割よそハ只二色を

以ていろハ事て然ハ宗立一冊板書ハむやうゆんハ三あふ

いろハ事を申ハ又云草木の葉より色とりたるをむや







土佐成威 布を深しきものあり是ハ六月七月各着ハ八月新よりあ  
カ犬追物 給スニス アフヲキ 入て年中めハ一事 称成由金仙寺 仲誓者 のいままひり  
ふますあふりてい尚時を<sup>かみ</sup>いさあハ成免の代禊ありと云  
そ越後布とハ今の越後ちみさあふますあふハ常  
の布此さあふと云  
アリ

一 一にらのすあふと云物あり即供吉宗ニ云ゆららのあすあふ  
の事 庵中ハいめハいふハいふ<sup>い</sup>さぬの事 も旧來よりい  
射すあふハ石若山条ニ候書ニ云ゆららきぬををかりそ  
めふと殿中ハ一若いハすいけりてハ射すあふ鞠ありと  
ゆハ用いふるそれもききト志<sup>い</sup>時ハ射斫たる<sup>い</sup>中い<sup>い</sup>そ<sup>い</sup>  
時のゆららきぬも古よりあり右の供成<sup>い</sup>なまふあり

小袖ノ 一 素襖の染扱ゆり深と云事有真鏡犬追物記ニ云犬射  
部ニモ アリ見 合スヘシ 赤テモ紫 色ニテモ トリ深 ニスル也

源平盛衰記卷世立 進て女余云義成ハ紫ノ取深ノ唐鏡ノ立筆萌黄白ノ  
事也云々 鏡着テ云 古今着聞卷上博妻天皇冠者ト云者糸部ニテリあうり深の水平  
射すあふとして別の事あり犬追物笠掛あり射る時若  
るすあふの事也名なき射すあふハ人の目又立やうハ風流  
染て若る也犬追物の時若るを犬射すあふと云笠掛の時  
ハ笠掛さあふと云す<sup>い</sup>ハ射すあふと云

射す 素襖 一 小素襖と云ハ別の事あり異常のさあふのゆく<sup>い</sup>て袖一  
幅もて袴を若<sup>い</sup>く<sup>い</sup>て袴の<sup>い</sup>け定の<sup>い</sup>る<sup>い</sup>婦<sup>い</sup>まて<sup>い</sup>こ<sup>い</sup>  
袴の短き袴を若<sup>い</sup>事を云長袴を短<sup>い</sup>きたる也今<sup>い</sup>の事袴  
也染色紋ありハ上と目<sup>い</sup>扱<sup>い</sup>ます<sup>い</sup>ん

射す 素襖 一 小素襖と云ハ別の事あり異常のさあふのゆく<sup>い</sup>て袖一  
幅もて袴を若<sup>い</sup>く<sup>い</sup>て袴の<sup>い</sup>け定の<sup>い</sup>る<sup>い</sup>婦<sup>い</sup>まて<sup>い</sup>こ<sup>い</sup>  
袴の短き袴を若<sup>い</sup>事を云長袴を短<sup>い</sup>きたる也今<sup>い</sup>の事袴  
也染色紋ありハ上と目<sup>い</sup>扱<sup>い</sup>ます<sup>い</sup>ん



袖ハ何ニテモ二幅ニスル物ノ主幅ヲハタ袖ト云々襖ニ袖ハ二幅ヲスルン布モ無モ同事也

布ハ一 うちうけ素襖と云ハすあふのまをふ襖の内へ入れ毛羽織

キ故也 外ノ装 東ハ綾 猪好紗 布ハ幅二ツ

を穿けるわく打うけてゐるを云々襖ある事へうちうけ肩

衣と云も同一事也打うけをあふ打うけ肩きぬうちうけ

色はし狼藉ある由余々書よつてしり

一 御供古実云すあふ襖の紋をひとつあつて

地の色と上下の色を替はせぬ一方のみ大い畧

すい死身あるすくい云々今の法を上下として肩衣と襖

糸の遠しるを利るも是より呼らるる

一 舊記より上りもた又急ほしうき志もの時あがあるみあす

あふの事へ今ハ肩衣襖を上下とし

一 すあふと云ハ古ハさかりの時人丹直をさしてさく

若たるはあふをぬきて蓋さし

あびせらるを云ハ刀刃と云も同一さくさく

さしてお刃をきりし也古ハ酒宴の時毎夜あびありし

旧記よりしり

一 すあふぬきと云ハ襖亦ハ能をさせらる時さあふをぬ

きて襖亦もさうする事へ翌日襖亦そのまあふを脱り

しる人の家へおており目目をしり交るすあふぬきの

時をあふゆりぬきて襖ハ着しるまらぬて

襖を穿る事へ是も酒宴の時の事へ旧記よりしり

一

一

一

一

一

一

一



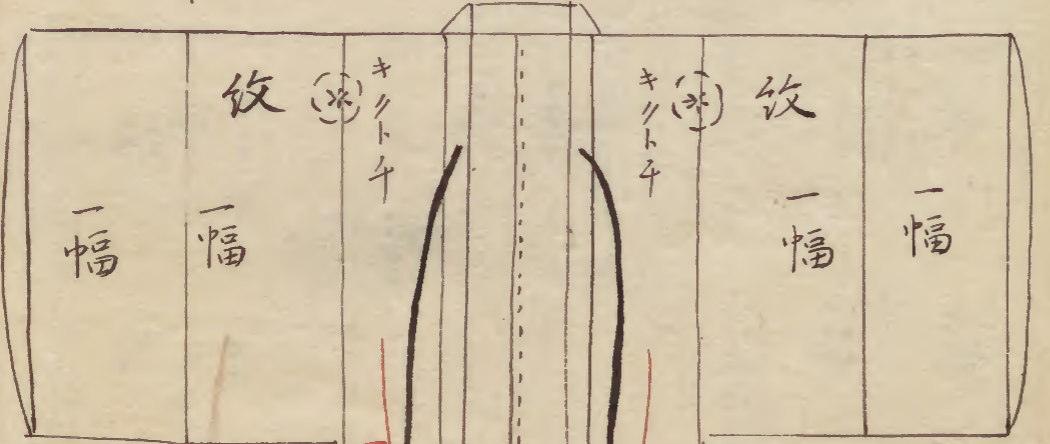
小袖ぬきと云も同一也

一 是あふ今誰も知りく物もて移らしからぬ物あれは古の  
繪巻をあらはし是くすて今人の知りて移しうらぬ事を  
も書記して是く事く古の人を比誰も知たる事も記  
すしうら今の世の能様申る事多きん

貞丈云素襖ト云  
鎌倉將軍代マテハ  
其名聞ヘス東鑑ニ  
見ヘス其ヨリ以前  
ノ書ニ猶見ヘス  
京都將軍以來ノ  
書ニミハタリ古代  
ハ直垂ヲ以テ庶人  
ノ常服トセハ

○素襖前

按スルニ素襖ト  
直垂裁縫遠々  
ル所ナシ素襖ノ  
本ハ直垂ナルヘシ  
然ルヲ京都將軍  
ノ代ニ至テ布直垂  
ノ改メ付處腰紐  
兼綴胸紐ホラ



左右服ハ縫ヲサカス

ヒモヒコサ錢を文ホド

ヒモキクト千共ニ草也

ヒモ

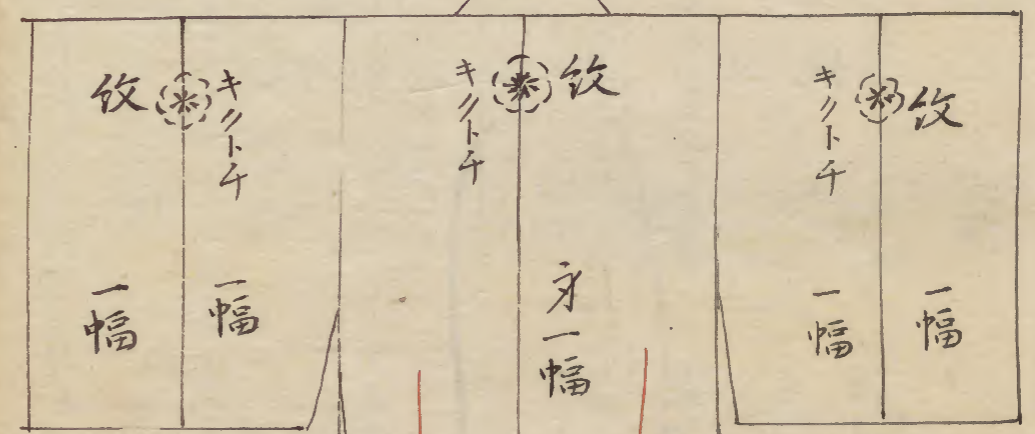
比朱河ノ如クヒタラ一ツトリテ  
着ヘシキタル所ヨキナリ  
袖ノタケ身ノタケ人ノ大小ニヨルヘシ  
ソテノタケハ小袖ヨリ大ニ長クスル



表一素襖ト名付  
テ虫垂ヨリ下取ノ服ニ  
定メラレシ成ヘシ其按  
ルニ素襖トモ素袍  
トモ二枚ニ書ク内  
袍ノ字ヲ正トスヘキ也  
袍ハウヘノキ又トヨミテ  
上着ナリ襖ト云  
服ニ似サルモノナレハ

○素襖後

素襖ト書ハ正義  
ニ叶ハサランカ



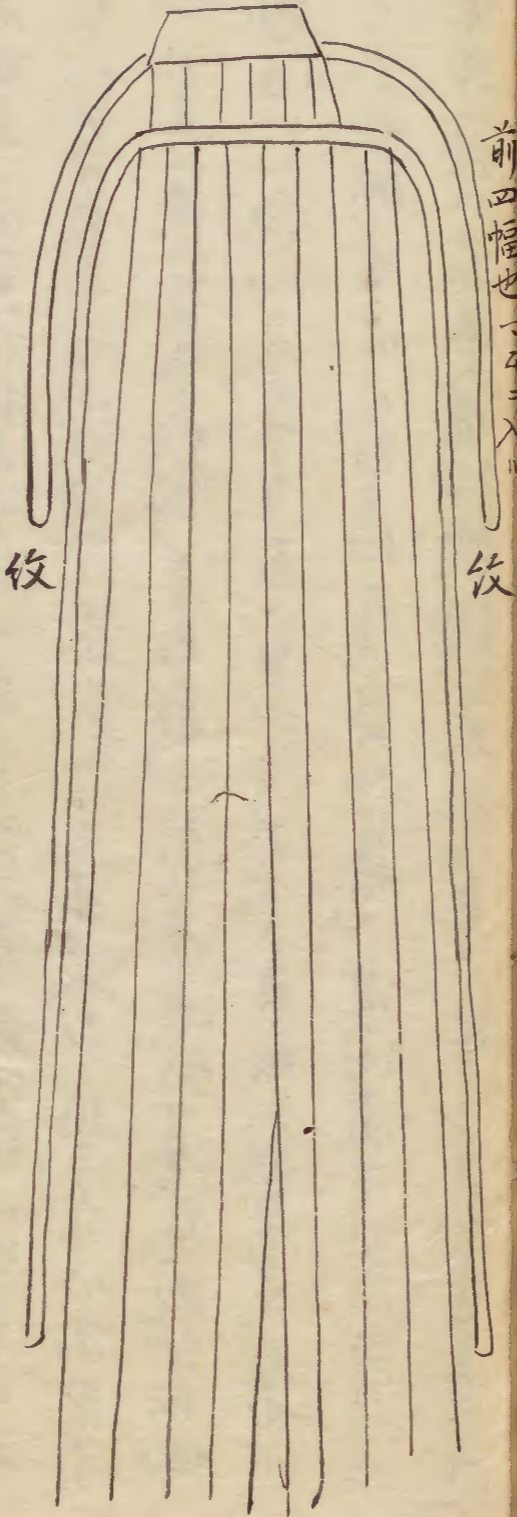
キクトクノヒヨサ三分余ホド  
長サ二寸五分ばかり

地ハ布也

着スルトキ前後トモニ朱ノゴトリヒタラ  
一ツトリテキレハ着タル所ヨシ是ヲエモシラトル  
ト云也

着スル時スツハ前後共ニ袴ノ内ニ入ル  
也ハカク外ニ出シテ着ルラウケカケ  
ト云

前



前四幅也

後



素襖袴長ハカクナリ長サハ足ノツミサキヨリ一尺ホトアールホド也





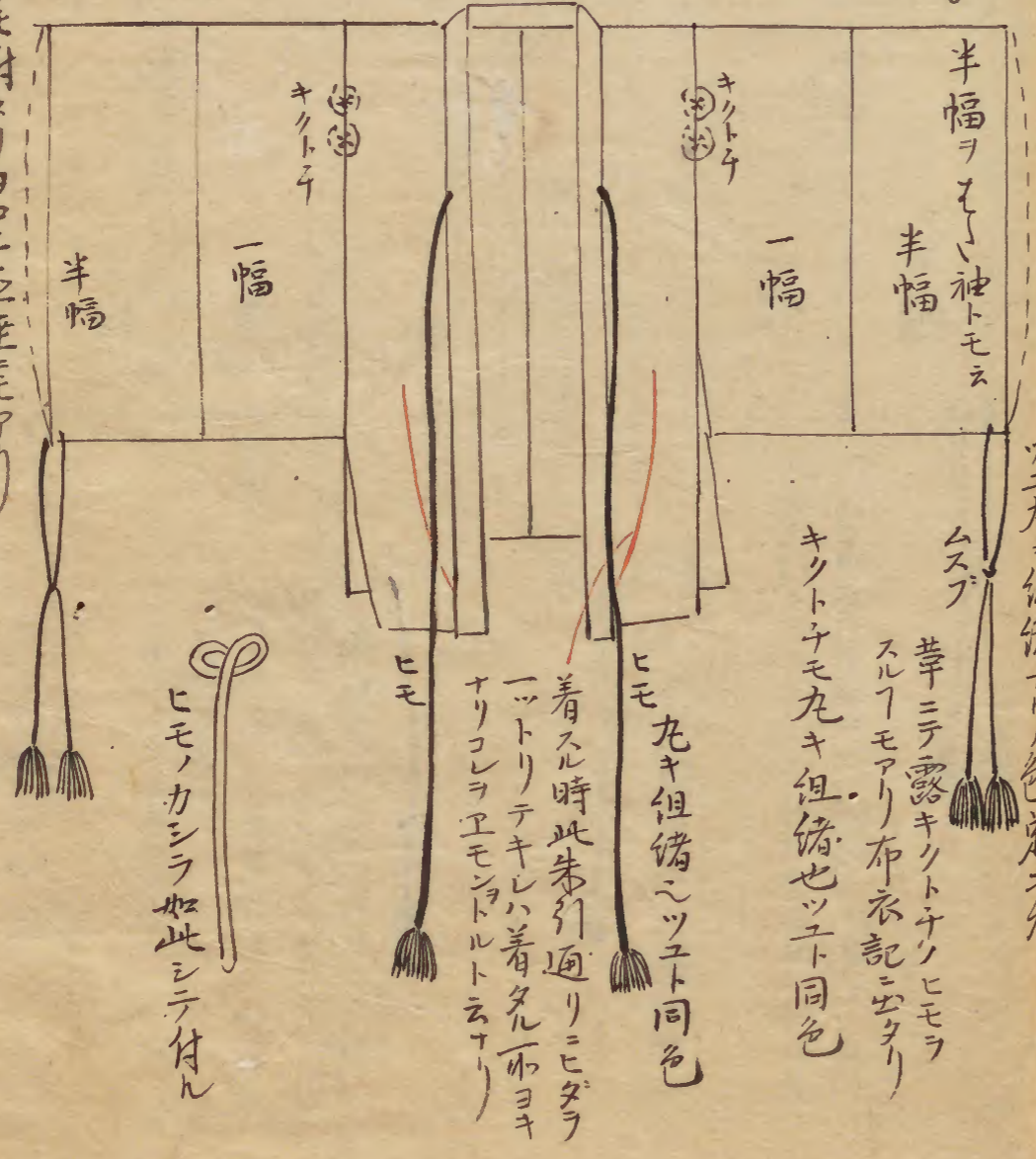


一 此の通りハ仕立やうに申あふの如し袴は長袴を申あふの袴より  
 用ひまゝ腰後腰より白練を用ひるをいふて上さへ  
 あり後腰より板を入る板の上の裏とを丸くすり袖のりも  
 露あり露もひひり菊とちも組緒へ地ハ紗生絹(裾らぬ絹)  
 精好あるとを用色ハ木蘭地(赤紫)  
 菘黄紅松葉を何れもを  
 と用ひたるをありら紫菘黄紅ハ將軍家出羽の色ありゆ  
 平人袴と云ふ今ハ菘黄ハ不袴と

直垂ハ巾ハ地下人  
 是位迄及ぶ者ノ腹へ  
 堂上人ノ着玉フヘキ  
 モノニアラス鹿苑院  
 將軍義満公ノ比  
 堂上迄モ及ぶ  
 申あふ堂上ニ及ぶ  
 ハ袴衣ノ如ク袖クリ  
 ノ緒アリ是地下へ

直垂前

○ 單直垂古(ヨリ)  
 公家ニテモ武家ニテモ  
 故付んナシ  
 ○ 昔ハフサノキクトナヲモ付たりヨロヒ直垂ニモアリ

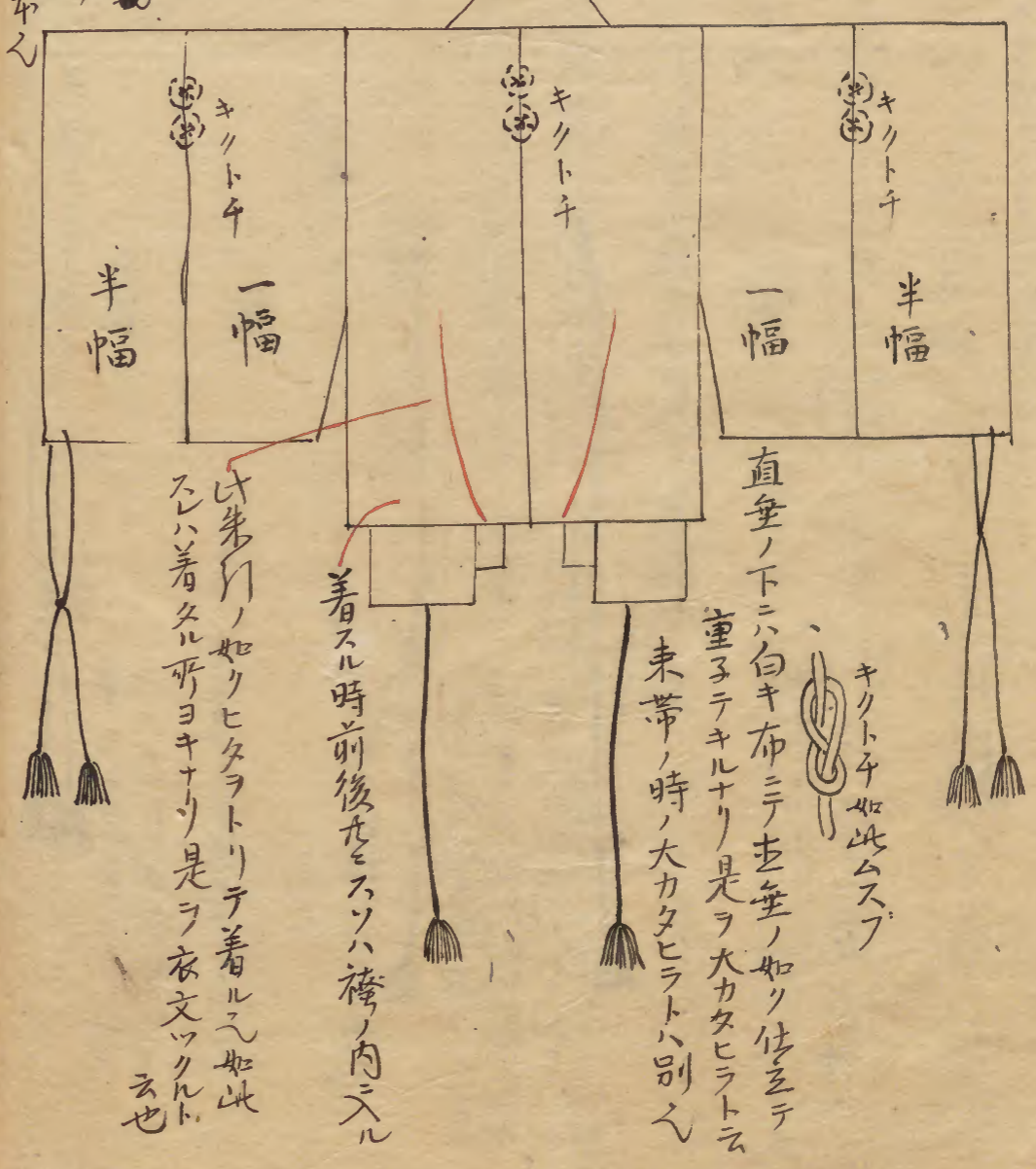




今武家ニテモ  
 紋付ラレズ  
 布直垂ハ布ハ幅狭キ  
 物ナルニ袖ラニ幅ニスル也

直垂後

或人云今武家直垂  
 フラ幅狭キラニルニ直垂ノス  
 フラ幅ノ内ニキコニスシテ袴  
 ノ外ヘ出シテ着テ細キ帯  
 フ上ヨリカケテ結ビ余ハ  
 先布或の着ヤリハヒト  
 云是カケヒタレトテ略系  
 丸着ヤリニスヘテホカケテ  
 着ルハ帯系ノ袴ノ内ヘ着  
 コムルハ着



直垂ノ下ニ白キ布ニテ直垂ノ如ク仕立テ  
 童子テキルナリ是ラ大カタヒラト云  
 束帯ノ時ノ大カタヒラトハ別ニ  
 キクトチ如此ムスフ  
 着スル時前後丸ニスハ袴ノ内ニ入ル  
 け糸ノ如クヒタラトリテ着ルニ如此  
 スレハ着タル所ヨキナリ是ラ衣文ツクルト  
 云也

上サシ  
 大計五ツ  
 小ハリ四ツ

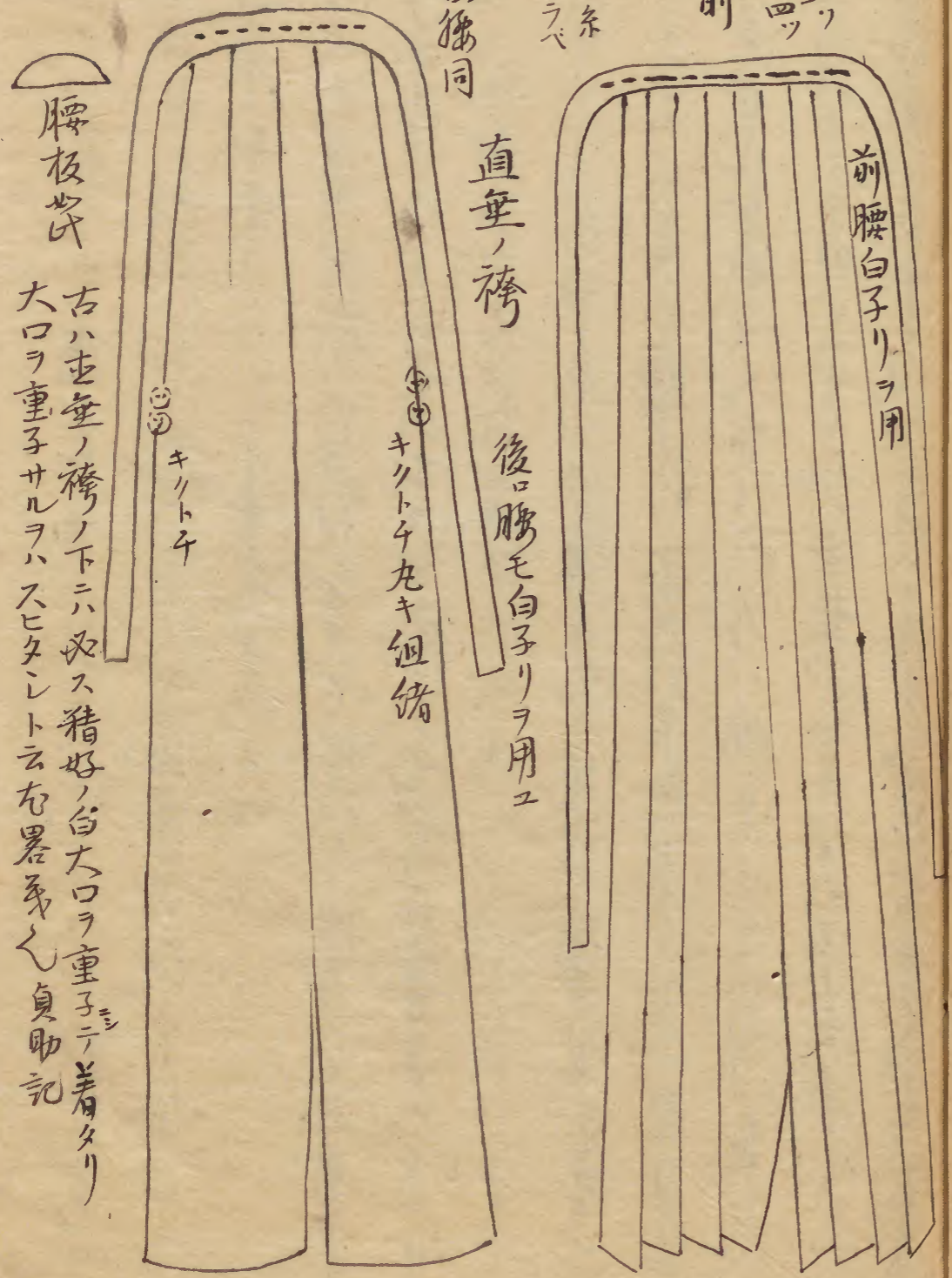
後腰同

直垂ノ袴

後腰毛白子リヲ用ユ

前腰白子リヲ用

後  
 け内  
 腰板  
 ハル



腰板

古ハ直垂ノ袴ノ下ニハ必ス猪好ノ白大ワラ童子ニテ着タリ  
 大口ヲ重子サルヲハスヒタレト云右畧多ク負助記



一ひとと並と云い並をさき常のひとれうら打の直並ある  
ぬまされぬ為も字並と云い字並をいひとれと斗り  
云事やうら打の事まよ記ス

一古の並の着扱ハ先大口をきてお大うらひらを並よ重  
よて着て次は並の下モを先するん常と笑書ゆんべり  
今ハ大うらひら大口を著事れ

一大うらひらの事常と笑書云大うらひらの事字並よ下  
うらひらの白さを勝より上りの里をこくくして著重の  
て急りんをぬん又云うらひらハ勝より下よハのりを付べ  
からいさ下かひらトハ並のりも重ぬると云事

白布もて並と同扱の扱は作るん常いもきくところあるハ  
云之勝より上りの里をいうももこくく付るん袖の内ハ  
並よりもみふかき短くするん外ハ出さる扱は下くりに  
とち付てする也

一大口といふ袴は三糸あり赤大口前張の大口は三糸左公家  
の装束用らるん古武家もて並の付は用らるいと  
務糸の能の時用ら大口也白糸精好もて作る後の方上よ  
ア後の下までハ糸をふとく織らせて印ハ能出る振する  
あり公家の前張の大口ハ糸をふとく糸もて織る糸を  
濃出す也武家のほうらるをまう出ス也

新野問  
答云え  
赤大口ハ  
四布の前  
フクオリ  
テ後糸  
ホネキ精  
好ニテハ  
テ前張  
大口名目  
在る候  
コレ對シ  
テPハ只今サルガリ大夫着用ノ大口ハ後張ノ大口トモ可ヤナリ

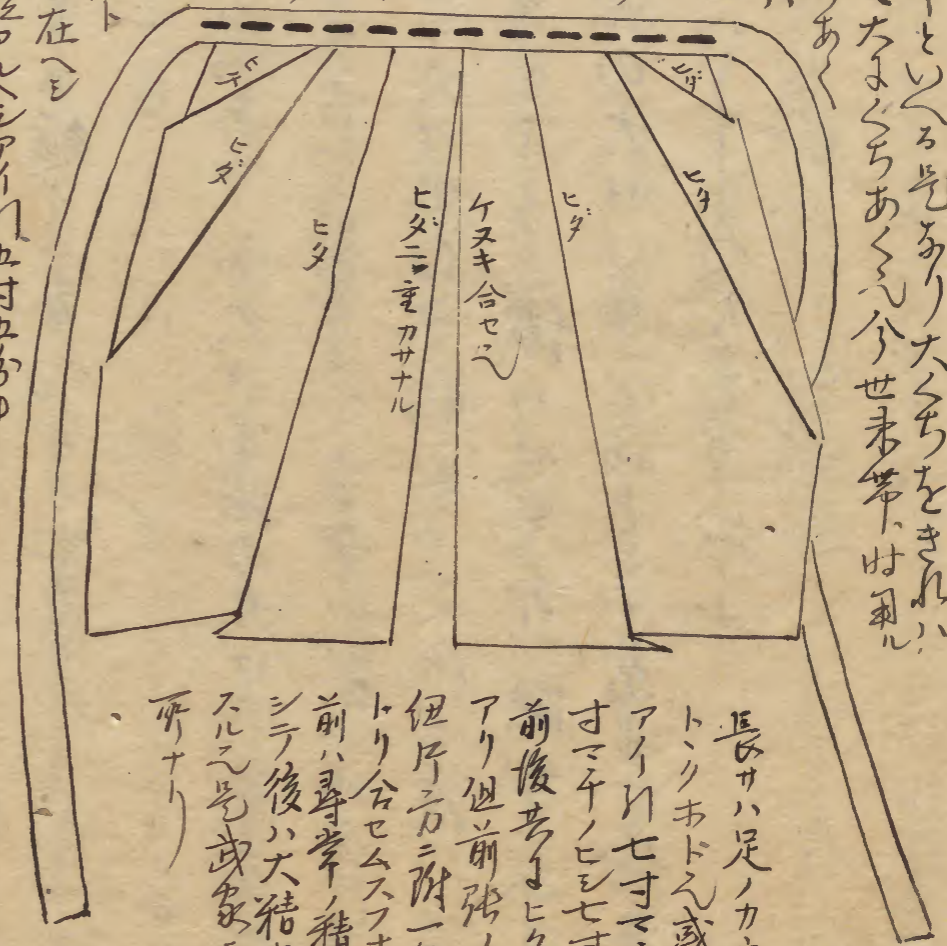


法少御云枕着子はおなくちあるよりくちひろくを  
 たくぬいとあちきさか〜とゆるきあり大くちをきれハ  
 う〜のちをとり出てたよ〜あ〜今世未帯時用ル  
 兼大にトリ少おハたよ〜あ〜  
 扱みあらす赤大口ト云ハ  
 後代の唱遠〜し別よ  
 古名あ多〜大口ト云  
 ハけ給島の袴を云とす  
 へ〜

大口前

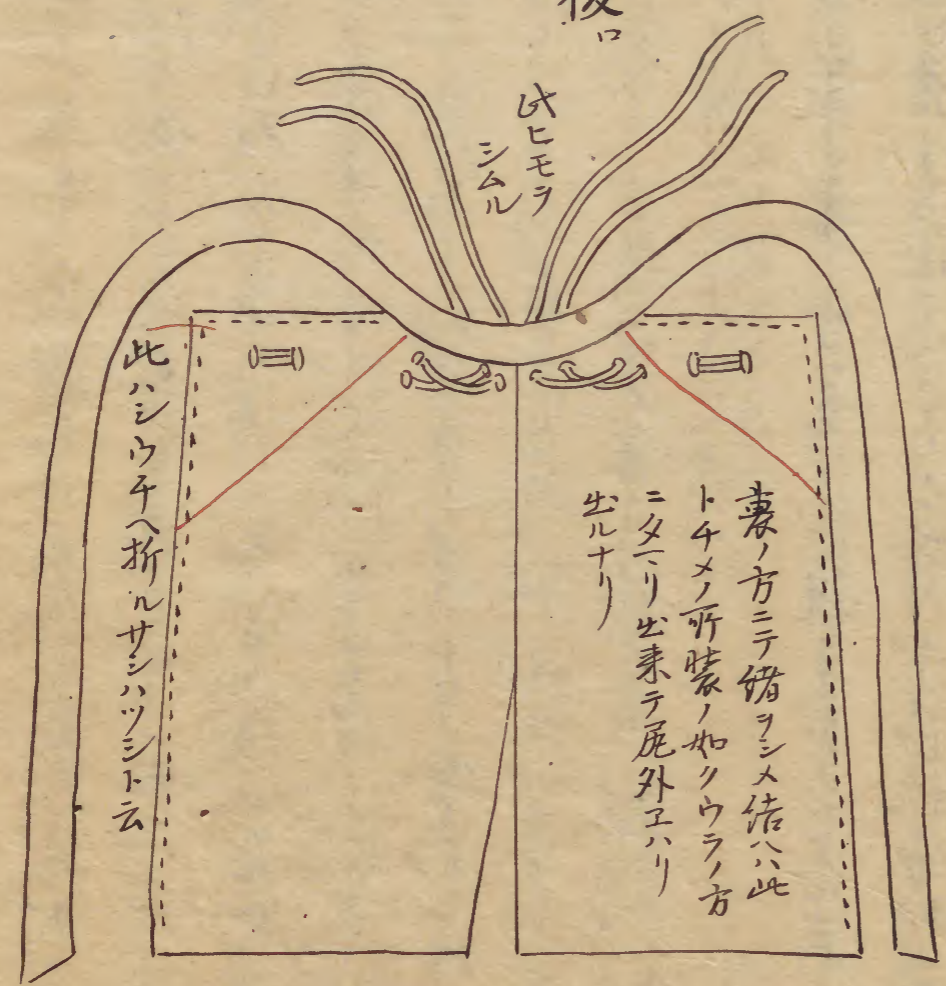
武家ニ用ル大口  
 常ノ時〜

軍中ニ用ル大口は精好ニテ  
 作り四幅也文ハ其人々ノ  
 膝口迄トクホト〜スソ口  
 ニヒタナシ上ノ紐背ノ中ホト  
 迄ヒタアリ大躰丈ニスホト  
 口ハサシ〜ワシ一尺ニ三寸斗モ在ヘシ  
 俵廣狭其人〜ニ依テ長短アルヘシアイハ五寸五分斗



長サハ足ノカウマテ  
 ト〜クホト〜或ニ尺  
 アイハ七寸マケ九  
 寸マケヒ七寸四分  
 前後共〜ヒタ〜マケ  
 アリ但前張ノ大口  
 紐片方ニ附一節ラ  
 トリ合セムスフナリ  
 前ハ尋常ノ精好ニ  
 シテ後ハ大精好ニテ  
 スル〜武家ニ用ル  
 所ナリ

大口後



裏ノ方ニテ緒ヲシメ結ハ此  
 トケメノ所帳ノ如クウラノ方  
 ニタ〜リ出来テ尻外エハリ  
 出ルナリ

此ハシウ午へ折ルサシハツシト云



一 頭文紗ケシモンシヤの直垂と云ハ頭文といゆんをあり口すとよみてゆんくら  
を織たる紗めて垂垂を作りたる也

一 大口下の字際をしろを少々けてきくう能いた也ハ大口のまう折  
いう事とあるうのくくいさくまはくハ上トハ不そくしてさし

申祓下の字際ちとひらく大口うら打より出さう能います上のきまを  
めて祓りくりの糸もところへ大口のさくまつ廣く出

たるハ口よりト糸のま書まうくよりゆきまハゆきの通りハ吉ハゆき  
さしまらし廣く出るハ悪き也ハあひ  
の違りておてとち付るなり

一 白垂垂の事糸々々書し祓祝よりして白き垂垂は大きとい  
ら重祓者する由之より四月中祓祝祓対面祈の時公方極  
白垂垂めされし由東山度年中祓事より之より又糸々

々書し白垂垂の時又白垂垂は金紋を置たる時紙ひより  
めて紐菊とちちをす由之より又宗文一冊松書は

熱別白子垂垂を此着ハ是ハ公方めても此ハ服と一版  
ハ祓祝ゆ此着ハ云々紙拾ハくせんせより  
の事ナリ

一 白子垂垂は金箔めて紋を付る事有糸々々書し祓祝の  
よりく大ういむらよ白子むられを重の又時よりして

てくめて我家の紋を付しるをも重のゆ云々貞治六年三  
月廿九日中殿祓舎禁中和歌  
の舎帯刀十人將軍は供刀  
を帯兼役人在右は妻

て曳列す其内在二妻ハ件替七節在右自行地白の垂  
垂ハ金箔を以て可々蝶を押ス白太刀を佩と系帯力

一 布よんぐより永享二年七月廿五日義教公大將は祓祝の



時 大将は辞賀と曰大将よ 帯刀十二番二行並重由金根の箇より以て

紋を押すと仰え彼記ゆふあり白並重とハあるれと必  
白並重もてあると息ひるこ

一 深しる並重も金根箇より紋付事あり義教公の御元  
服記永享二年七月廿五日大将は物賀の時侍所赤和御  
書義雅う出之の事を記して僕ハ緝の並重は根箇より  
文を押すとあり 僕ハ赤和

一直重を金だこめする事もあり奉と仰書云て段のそれの  
時ハ直重を金こめありて 金みろふとハ 我紋を録書  
て書しそれも大くひらよ重のゆと

一 直重もと奉換もぬと仰ゆると云事方つまひらう  
よハ知れされと深やうの事と云ある也裏打の並重の事  
ハある也条々抄書よとされの深私公家のゆとひと云並重  
ハあると云えぬのり能くあり寛正六年紀河系初進能  
棧友の返し申樂座すある初日ハ黄色二日ハ浅黄  
二重物事是ヨリホニテ六枚メニアリ  
三日ハふい元物とあり梅もよ公家方の装束よふい元織  
物と云事ありそれハ織物よりよぬひ物をする事也  
としる是も推して考れハ素襖並重あるあり元物  
とも深打も下地を先何れも深て其上を別のありて  
故唐草あるとを深打たる物あると今そんす之と  
云類あると云

一 裏打の並重と云物あると云書云うら打ハたあさま



裏打垂のりヒヨリ末ニテリ

小紋をぬひめ付目白く付くは能く古より中傳

又澤正判官の人ハ地を悪く紋は蝶を付られは裏腰

裏打垂ありハ 裏腰 余の官の人ハキを穿らん常のうら打腰セル

ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

のこころハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

大なるハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

のきやもんをすくハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

家の紋付ハ方ハ大畧松竹露糸糸とを付ハ是れおる

紋とハ不付ハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

つゆひもの付振も同前神のりハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

ハ大畧松竹露糸糸とを付ハ是れおる

一 志垂の腰のる柳葉志垂も打裏折も同一事ハ道照良

系ハ云常のる柳葉柳葉常結て五輪ハ後腰の常先の廣

き由て巻てぬ糸ハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

結てそこをきよせて後腰のきよをひらけて縫りの腰

を縫てうはくハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

ぬハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

糸ハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

云公家の御方ハ只むすひハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

このこころハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

て ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

腰を巻ハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル

あり古ハ ハヤチ 常のうら打腰セル ハヤチ 常のうら打腰セル



一 御成次古実云公方御成此れ御年已久く御成時ハ文  
をこくめされん御年よりれ御付て次未くは多うせく  
めされん糸と書云公方御成此れの色ハ紅紫松  
葉以下不定ハ但正月ハ白子と記在ハ言舎辰ハ御進所  
不御成年よりれハ何れのみもうすくぬ  
一 御成古実云すあふの下のちめいなる本御成てハ是  
ハ長そく後のあまりハ長そくハ愚妄事と云ん

一 今の世布の垂垂は家の紋付と名はく布  
布垂垂の一是  
ヨリ来 垂垂ハ鹿苑院殿此非ハ鹿苑院殿ヨリハ前ニ有テ此ニ記スの付より始るハ三光院内府  
三十二枚メナリ  
実院云の記は云く布の垂垂ハ室所記もつてより  
大紋と云名西ニ条巻味又うら打のひとれは

と家の紋をハ付る是ハ布もありハ精好ありハ  
裏打ハ紋付しれも布よりありハ今の大紋の紋付御古ハ  
裏打の紋の付御の付御をうつたる物あるハ大紋と  
素襦ハ似たる物あるも遠くハありハ  
あふ左章ハ大紋ハ九組の緒ハ古の裏打章を用ユ紋の付  
布垂垂ノ一布衣記ニ云裾布直垂ニ赤草ノヒホコニ是ヲ以テ考ルニ布衣記ハ永仁三年ニ書ガレ  
書也 不大紋も素襦裏打も上ハ御事ハ大紋の袴ハ腰の布ハ小  
鹿苑院殿ノ代ヨリ七十三年以テ布垂垂ハ鹿苑院殿ノ始ニテラスヨリハ前ヨリアリ  
紋を付る大紋ハあひハ紋ありて鹿のありハ紋あり  
素襦ハ鹿のありハ紋ありてあひハ紋ありハ腰板の  
上も大紋ハ丸ハ素襦ハかとありハ古のうら打も大紋の  
袴のあひハ紋ありハ鹿のありハ紋ありハ  
素襦垂垂とハ神前の方ハ丸ハ紋ありハ  
ウラ打ハ袴ノ糸ハ紋ナシ  
丸ハ紋をとる  
丸ハ紋をとる  
丸ハ紋をとる

大紋ハ袴  
の糸股の  
アタリハ  
右紋アリ  
左紋アリ  
ナシ



て多めて  
とるるも 本式よハある事なれどもをうつう少は軍一と云く  
さやうは志しるるよせいし

一 将衣の事 武家もと忌する古ハ大紋大逆物あるも一  
しる事 四記あり 単の将衣あり 表ある将衣あり 復  
なすし 一の将衣冬ハ表あるを用 今ハ武家ニテ冬も 夏も 表ありきぬラ也 六位以上ハ  
織物六位以下ハ浮文を用 浮文トハモシカラ ナキナリ 色不定 元年の時ハ  
浮文としてもんうらなうけ織する 元年の時ハ堅文として  
もんうらなを志つめくたく織也 浮文ハもんうらなを繁く  
堅文ハをくを多し袖くハ十五華未滿ハ毛ぬきくこと  
てたより 繩 右より 繩 と並へハよりめけぬきの此の如くも合ふ  
古平ハハ平年の組めてうすき平年組を用 はけ緒の老年

のハ九き組緒一すちを用之組の文不定 老年なりと云  
うすし 将衣ハ公家方多々有実あり 略し

一 布衣と云し 将衣の事 古ハ軍家御衣内あるとの供  
はあり 名目抄ニ布衣始ホウイハシメト訓アリ 一の役と云し 事あり 将衣を志し 此組を結ッ

後ハ 名目抄ニ布衣始ホウイハシメト訓アリ 左刃を平ト云事 糸ニ少言あり 帯カト云ラ たちをきト  
将衣ヲ布衣ト云ナリ 記ハ 役名ノ部 布衣ノ役ノ条ニ記ス  
布衣ト云ハ 事系今ハ 織文ある紙 将衣ト云 織文あるを 布衣  
将衣ヲ別ニ今世ニテハ 三分云ヘキナラハ 有文 将衣ニ有文 布衣ト云ヘシ  
といひ たるハ 吉ハ 有文 将衣ノ事ヲ 布衣ト

云又いめくハありいと云今ハ布イト云是武家の詞也

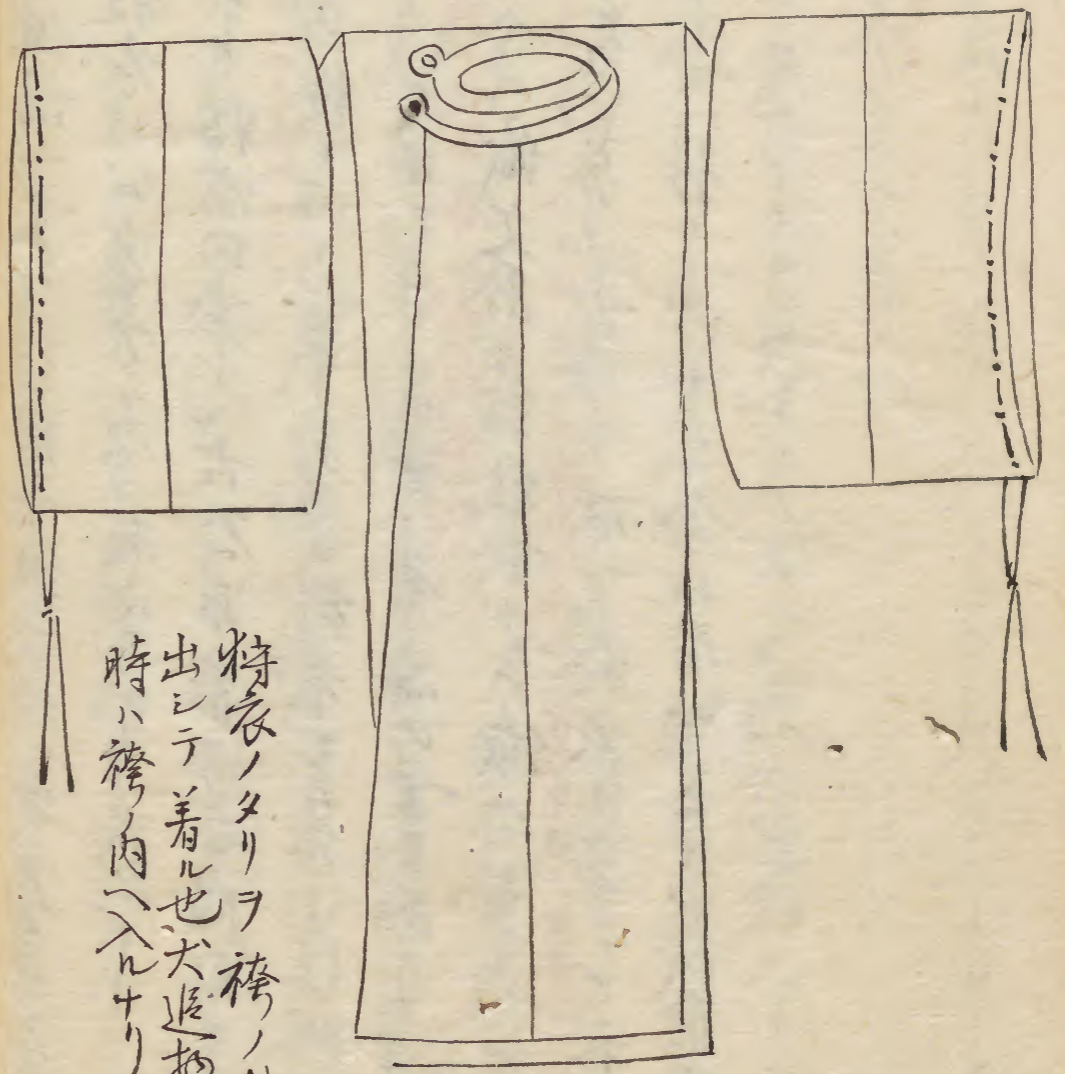
左繩右繩ヲナラフハ

是ラケヌキカタト云



古ハフサノキクトキヲ付タ  
 ル有盛表記迄競ガ  
 狩衣キクトキ大キクヲカシ  
 タルノクニタリ

狩衣前



狩衣ノタリヲ袴ノ外へ  
 出シテ着ル也犬追物ナトノ  
 時ハ袴内へ入ナリ

狩衣後



狩衣ハ腰帯アリ 狩衣ノキレ  
 ニテ廣サ一寸五分ハカリニシテ  
 タ、ミクケテ 狩衣ノ上ヨリ後ニ  
 アテ、前ニテ 結ビヲクナリヒトへ  
 廻ナリ

*Faint handwritten notes in the bottom left corner of the page.*







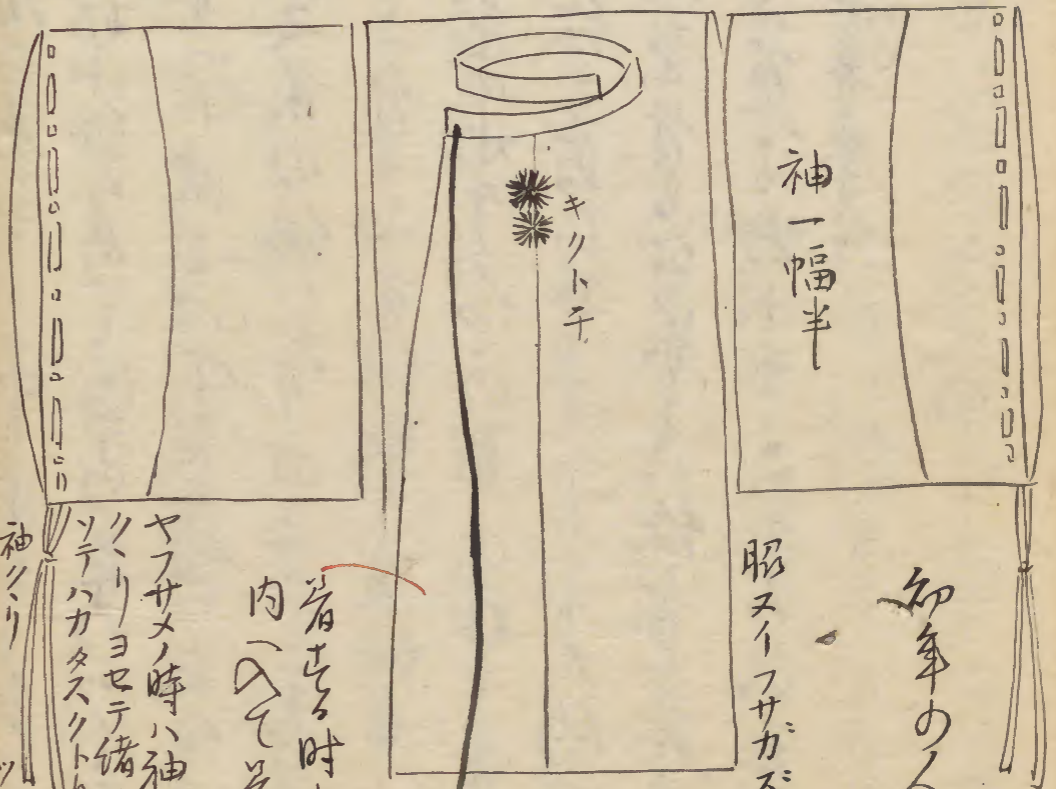




東鑑卷十三 依子養  
水干見へたり

水干前

西三条装束抄云水干  
紛ニテモ平絹ニテモ又色  
ハ白モ何色ニテモ大納  
言ノ時ニテ内ノ着用  
ニ陽明ノ家ニ大臣  
又前途ノ後モハ絹  
ノ直垂ニ着用之  
を不審也云々



知事の人ノ着する扱

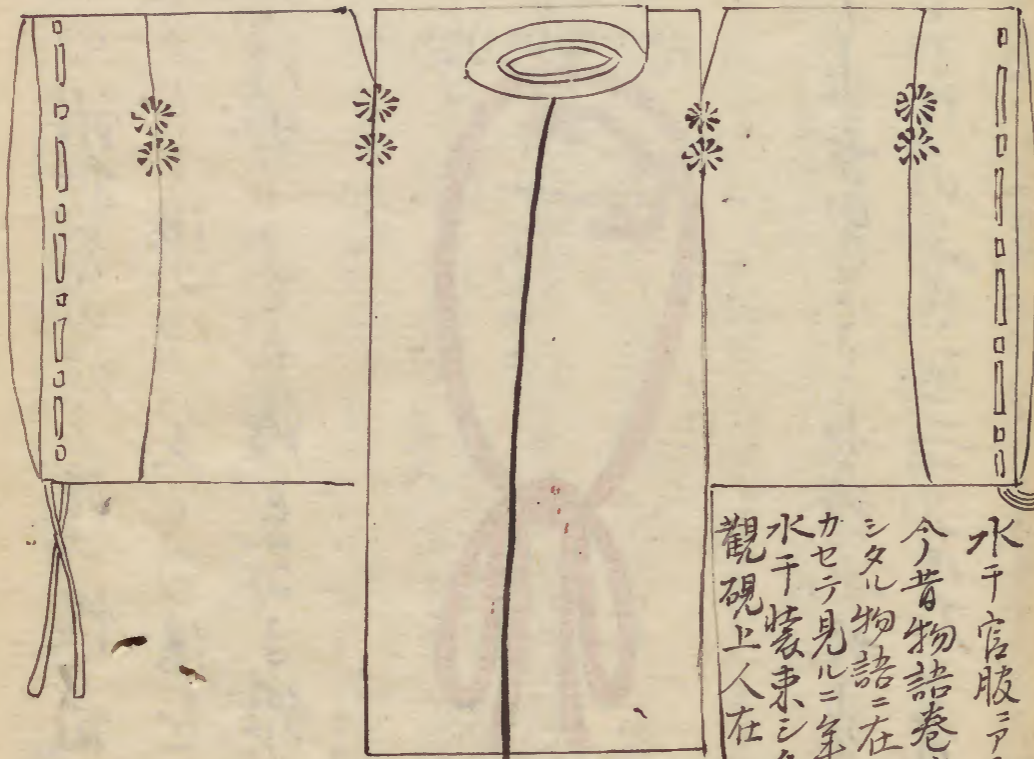
昭ヌイフサカズ

菊ト千ノ大サハ  
徑リカ子サシニテ  
一寸五六分ハカリス

着る時寸モハ袴ノ  
内ハ着る云々

ヤフサメノ時ハ袖口ヲ右ノ糸クヒニテ  
ククリヨセテ儲ニテユヒヨクナリ左ノ  
ソテハカクスクトリ其上ニユキヲサス  
袖ククリ ッユ

扶桑畧記ナトニハ水  
干トアリ  
古今著聞卷八 紫  
金基寺山室千手ト云  
内竊基有ケリ中畧  
紋紗ノ両面ノ水干ニ袖  
ニムラ雀ノ居タルヲメウ  
タリケリ紫ヲサフコノ袴  
ヲキタリ云々  
両面ト云々裏同様ヲ  
云ナルハシ水干ニモ裏  
打タルモ有ナルヘシ又  
ヌヒモノヲモシタルナリ



水干官服ニラス官位ナキ平人モ着ル物  
今昔物語卷十六 伯耆守経国カ盗人ヲ殺  
シタル物語ニ在 鞋ノ官人ヲツカワシテ藏ラヒラ  
カセテ見ルニ年三十八カリノ男ノイカメシキカ  
水干装束シタルヲ出シタリ又卷三十二  
觀硯上人在俗ノ時賊ヲ助テ絹布ヲ得

タル物語ニ五十八カリナルツ  
ロシキ男水干装束シテ打  
出ノ太刀帯テ郎等平人  
斗具トテ出アヒテ云々  
平斗ノ男モヌス人ナリ  
古ハ盗人タモ水干ヲ着  
タリ況ヤ平人ハ猶水干  
中ヘキヲ推テ可知水干ハ  
官服ニアラサルニハ謹モ  
着タルナリ







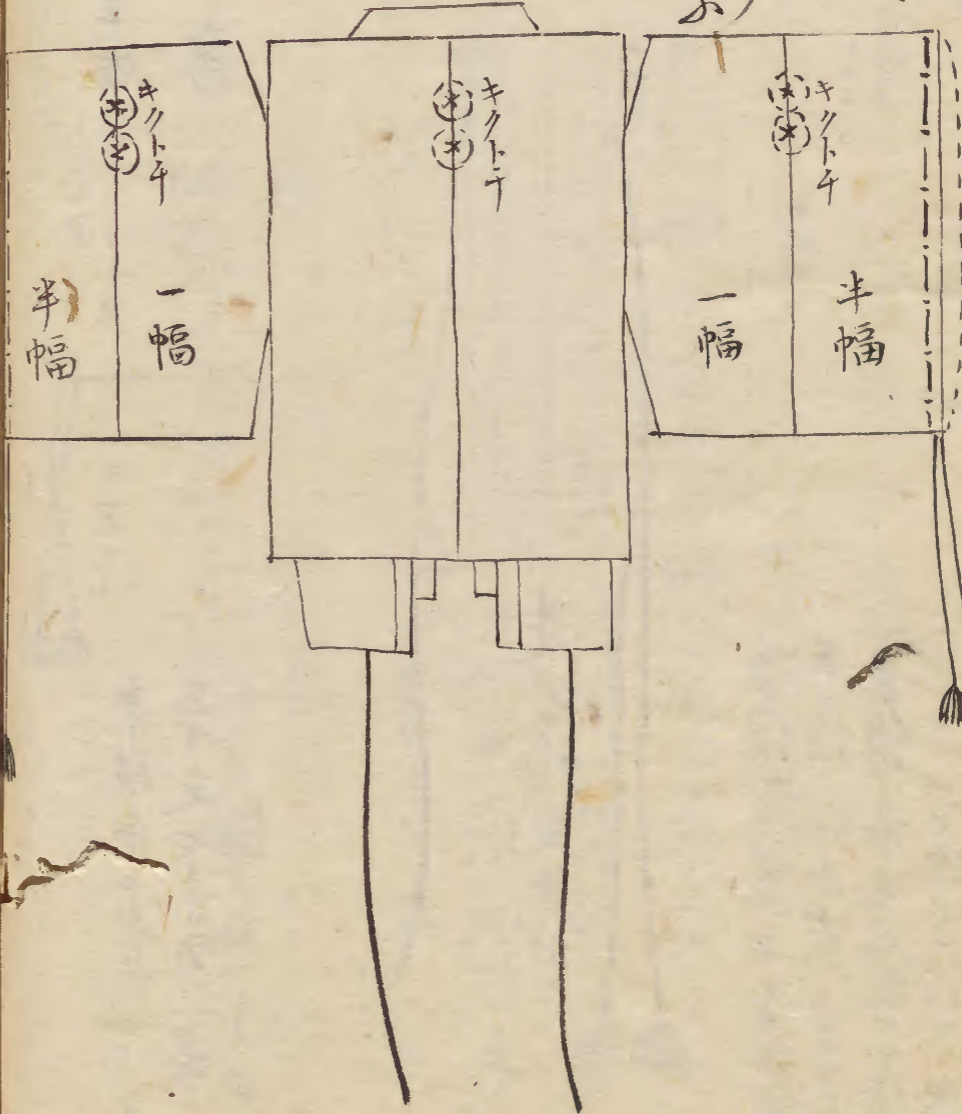




長絹直垂ハ官服ニアラズ平人ノ服也水子ニ同シ類ナリ

宮我物御卷四卷ニ被浴ニ  
逢ニ茶ちやうけんひひ  
これの柄をぬきぬき  
ゆえきの多ききくこと  
してこゝろむきまき  
こそトありはれ

長絹後



一長絹の紐結状



右右の紐を衣絹のふとこ  
引つ長絹のふとこ  
よて右右の紐をとりちて  
ふのうらうを引まき  
衣より長絹の右右の服  
より知へ引出して右右を  
とり合せてと係こあり  
むさくあり

一十徳の事一糸の竹書云い  
布衣記云調度徳ノ一上略白布ノ十徳ノ帯ノ如ク平クケニシテ云々  
九日茶漬ては用はは  
云十徳袴云云フンセウ着紙繪巻物土佐古画ロシカキノ大モエキ十徳又漆黄ニモ十筋黒ニシテ  
ヲ着シ物ノ物あるの時、事袴袴の上ノ丈徳を  
侍正ホシキヲキタリハ五ハ不着也  
指せられて君まへ  
へ入れハ十徳をぬきて  
白くても黒くても



京師誰家ノ所藏ニ可嘉松田丹後守貞秀カ十徳ヲ藏タリ宝永ノ火災ニカ、リタリ惜ムヘシ  
 布ヲ以テ之ヲ出シ、二幅ナラ廣一尺四寸襟廣一寸八分大頭廣下八寸袖廣一尺五寸折久し  
 造リ身長三尺後二幅ナラ  
 元一尺ふた右の服あり、二幅ナラ物之十徳ハ服をぬひ、二幅ナラ昔ハ  
 廢積長一尺九寸度上四寸下一尺其製縫腰ノ入保ノ如シ帯平指廣二寸長結頭ヨリヒミテ  
 知レバ  
 葛布布にてする申侍ハ、二幅ナラ辨より、二幅ナラ帯平指廣二寸長結頭ヨリヒミテ

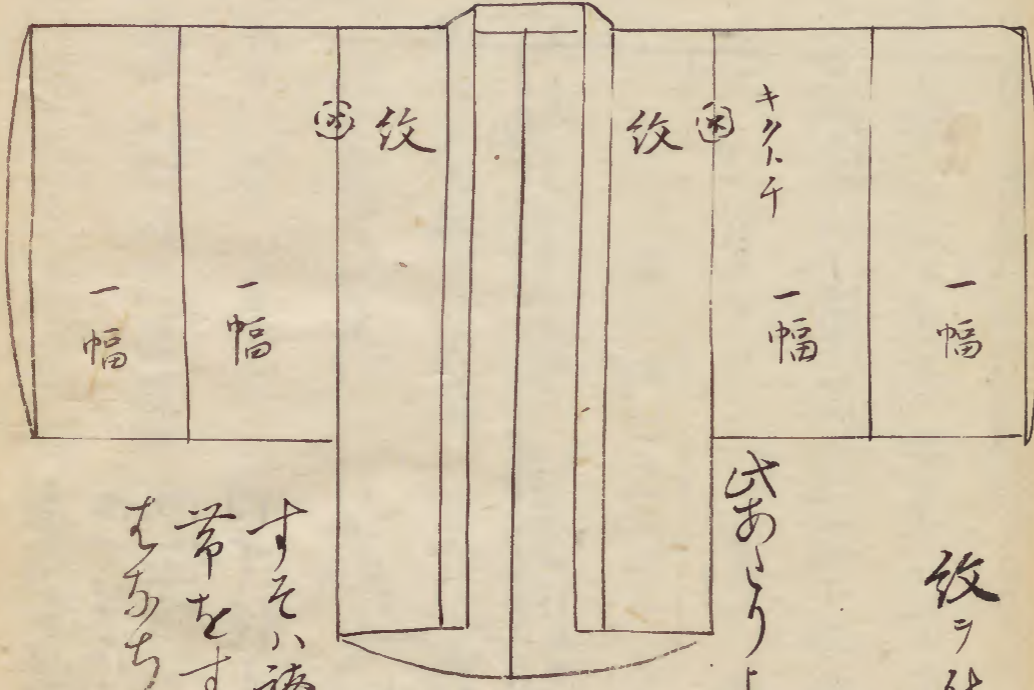
者ハ布布て、二幅ナラ中間小者、二幅ナラ櫻り、二幅ナラふとも、二幅ナラ只、二幅ナラ是る者之侍の  
 室町記云、二幅ナラ應永北九年九月十八日伊勢守御參宮御法度皆十徳同三十年ノ十月九日伊勢守  
 自北所所立、二幅ナラ伊勢守皆十徳云々  
 も、二幅ナラ白布を、二幅ナラ帯より、二幅ナラ又白絹を、二幅ナラ用後より也  
 私刀記云、二幅ナラ義政公文正元年三月、二幅ナラ公方御所參宮御出立之一、二幅ナラ十徳、二幅ナラ小袴、二幅ナラ何レモ  
 色ハ紫ナリ、二幅ナラ御故ハ、二幅ナラ相ラ、二幅ナラ付ハ、二幅ナラ依、二幅ナラ御所、二幅ナラ出立之、二幅ナラ事、二幅ナラ同十徳、二幅ナラ小ハ、二幅ナラカ、二幅ナラ十徳、二幅ナラノ、二幅ナラタ、二幅ナラケ、二幅ナラ帯、二幅ナラヨリ  
 幅袴を、二幅ナラ是る、二幅ナラ事、二幅ナラ上、二幅ナラ十徳、二幅ナラを、二幅ナラう、二幅ナラち、二幅ナラけ、二幅ナラて、二幅ナラ帯、二幅ナラを、二幅ナラす、二幅ナラる、二幅ナラ也  
 長シ十徳ノ上、二幅ナラ帯、二幅ナララ、二幅ナラシ、二幅ナラテ、二幅ナラコ、二幅ナラシ、二幅ナラテ、二幅ナラ太、二幅ナラカ、二幅ナララ、二幅ナラハ、二幅ナラキ、二幅ナラウ、二幅ナラワ、二幅ナラホ、二幅ナララ、二幅ナラ付、二幅ナララ、二幅ナラモ、二幅ナラタ、二幅ナラレ、二幅ナラ依、二幅ナラニ、二幅ナラテ、二幅ナラハ、二幅ナラ云、二幅ナラ也  
 十徳の、二幅ナラ紋、二幅ナラ付、二幅ナラる、二幅ナラ事、二幅ナラ素、二幅ナラ襖、二幅ナラの、二幅ナラハ、二幅ナラ、二幅ナラま、二幅ナラく、二幅ナラと、二幅ナラち、二幅ナラし、二幅ナラ者、二幅ナラ之、二幅ナラ貞、二幅ナラ丈、二幅ナラ云、二幅ナラ也

今、二幅ナラ醫者、二幅ナラの、二幅ナラ身、二幅ナラる、二幅ナラ十、二幅ナラ徳、二幅ナラも、二幅ナラ本、二幅ナラハ、二幅ナラ同、二幅ナラノ、二幅ナラ物、二幅ナラ也

紋ヲ付テ、二幅ナラ是、二幅ナラ也

け、二幅ナラあ、二幅ナラら、二幅ナラう、二幅ナラより、二幅ナラ下、二幅ナラを、二幅ナラぬ、二幅ナラ也

侍、二幅ナラの、二幅ナラ身、二幅ナラる、二幅ナラハ、二幅ナラむ、二幅ナラの、二幅ナラ事、二幅ナラ也  
 あり、二幅ナラす、二幅ナラあ、二幅ナラら、二幅ナラの、二幅ナラ事、二幅ナラ也

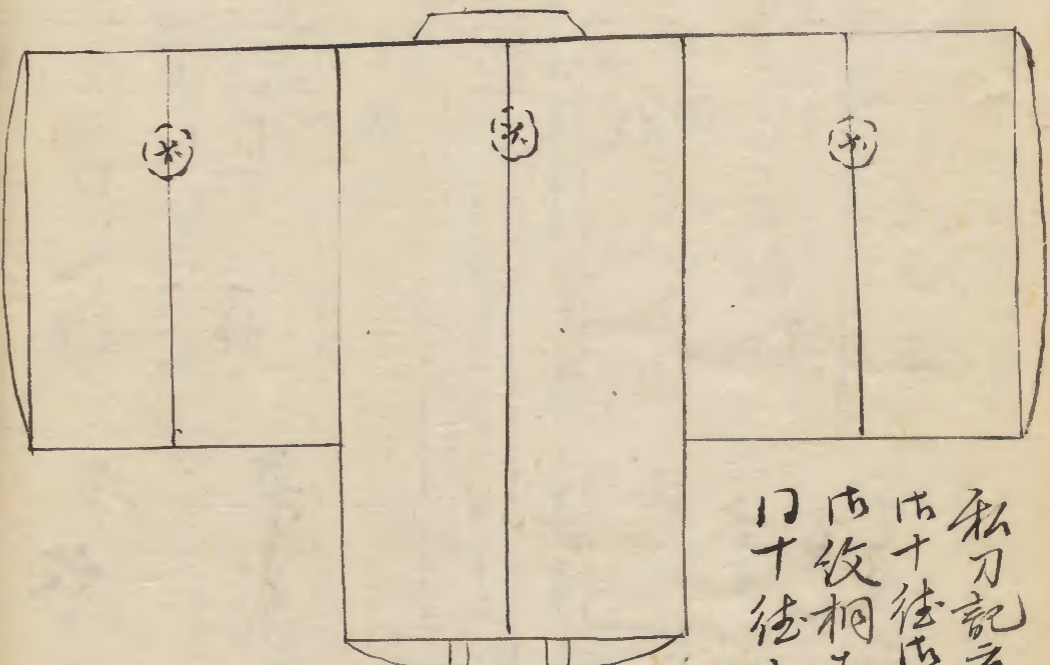


十徳前

す、二幅ナラそ、二幅ナラハ、二幅ナラ袴、二幅ナラの、二幅ナラ外、二幅ナラ一、二幅ナラ出、二幅ナラして、二幅ナラ是、二幅ナラを、二幅ナラて、二幅ナラ白、二幅ナラき、二幅ナラ帯、二幅ナラを、二幅ナラす、二幅ナラ也  
 ち、二幅ナラあ、二幅ナラら、二幅ナラ本、二幅ナラ徳、二幅ナラト、二幅ナラ云、二幅ナラの、二幅ナラ事、二幅ナラ也



十徳後



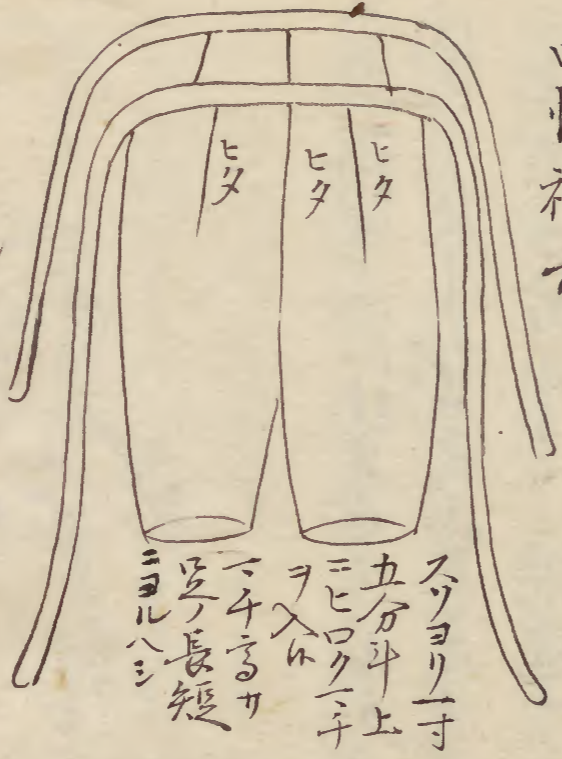
私日記云公方御内系宮内出立之事  
 十徳内小袴何も父のむらさき  
 内紋桐を付し仍所傳氣出立之事  
 十徳小袴十徳のたげハ幸より  
 長し十徳の上は帯をしして  
 腰あてをしして太刀をさき  
 うつふを付らるを指し  
 云々こゝあてより  
 の事

一 幅袴の事貞衡云幅袴ハ前二幅ある故四幅袴と云長カ  
 ひき直して也すそを少せまくするハ幸也二ハ以菊と云  
 あり幸ハ志々不幸又是幸也袴の色ハ不定ハいやさ文  
 ありと云一紋を付てもよし後ろ腰ハあり一腰板の前廣  
 此れハ初を一つある紐を付る云々中召少者より其  
 るはあらひ侍もさる事有徳川記云はを忘りあると云四幅  
 袴あると云ある時々の事一少んあさき何事も若くは  
 書札雜々々の書云忘りす道と云四幅袴ハのたちと云  
 事者へらひ中召少者の事ハ時より多し一き右侍の云  
 する時の事を云々又軍陣の時と禮の下よりさる事ハ  
 太平記武將と義宗たは徳佐義興ホのくは是利及上義

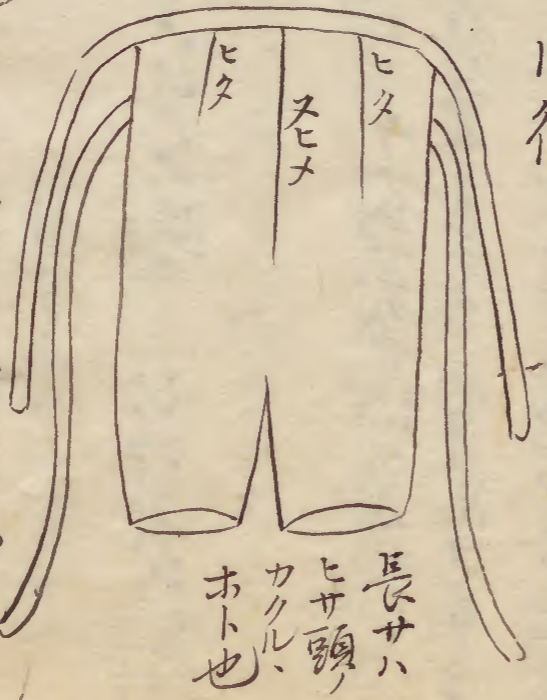


秀能子義一将軍の先陣平一揆少将の袋四幅袴笠  
 考一色は皆赤くりし由なり貞衛云四幅袴  
 袋の先後腰をあて、前めて結て次は前腰を向て  
 紐を結てと一又前へ掛して前めて結へ一前腰の紐  
 を後ろ腰の印へくけてと云ふあり常の袴の足程と  
 知るんま四幅袴今ハ世々用ひざる物あるゆゑ知りたる  
 人少し諸家尚用抄、假袴といハ四幅袴の事なり

四幅袴前



同後



一 ぎやまんの事大口ひし、れあと長守の時ハきやまん  
 ををくへ一赤すののこめハ尾筋ある由糸ののちま  
 へしりハ幅袴の時ハ袴以きやまんををくへしりハ  
 の時ハ志のすのきやまんを用へる由糸と波書のりの







めんをさしり  
十徳の白布の帯ありノ帯をせりして帯を  
をさしりて帯をさしりて帯をさしり

一 裏付の肩衣も古よりありて、樽川記云 樽川記云 樽川記云  
貞順約文書云ウラノ付タルカタキヌノラウセキナル義ナリ  
かゝる衣は裏をにつける為の事、表向ハ白布を裏に用ひてハ

上下ノ一 是ヨリ末ニ取メナリ

上下と云事、今ハ肩衣袴をいふ古き事あり、樽川記云 袴の

を云古ハ常ニ孝婦ニ小袴を見する者あり、樽川記云 袴の

るものをハ上下と云、但シ上下同シ故ニナナナ上下色故遠タルハスウ袴ト云ナリ

一 肩衣も古よりあり、樽川記云 樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云

一 樽川記云、樽川記云、樽川記云、樽川記云



の大切云々の時代としりしを知らん何のちよらん  
用ひ難き事し只ふとき筋をおも筋とし細き筋  
子筋とし子持筋と云ふし後世の作意也し是  
利及時代の回記婚礼或法のちよ子持筋用るる也  
一 肩衣袴同 冬は先ゆめん袴はちて白の出ゆい  
内はまてはみふとありゆめん木綿也 木綿の事少神の  
神はまてゆめん  
一行勝よする鹿の皮の毛色のより皮製の神も祀す  
一行勝は古の人ハ今の人此袴はる如く常は馬は乗社あるに必  
具足細竹よりんてより 常は馬は乗社あるに必  
為しけるを云ふ

一行勝よやたらひやりしとて神のあらはく別の事を付る  
んと云ふ人ありやたらひやりしとて神のあらはく別の事を付る  
似る事もありしとて神のあらはく別の事を付る  
人たあ方勝よあけまきをらると云流ありけ事も回記よ  
一行勝よやたらひやりしとて神のあらはく別の事を付る  
やたらひやりしとて神のあらはく別の事を付る  
入射もあき細く

一 とう海行勝と云ハ神事 行勝のてりし神事の付た  
物筆點やあきめると射る時よとく行勝ハむらさきの  
すそ白毛の糸とをすちうひよ切てとくを云ふ筆點  
書射も白足細竹ホの書よんてより

一 ぬり行勝と云ハ鹿の毛皮をうほしめてぬりたる也 白ハ赤る  
白ハ赤る  
一 けり合せの行勝と云ハ鹿の皮と虎豹の皮と鼠毛をつま  
合せしるを云ふし 鹿の隻毛を秋毛をつましる事もいふ

スリムカ  
スリムカ  
スリムカ  
スリムカ  
スリムカ



射身具足紋  
借三番し

淨正一  
官八藤

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

スニ限ラ  
スニ限ラ

熊の皮の行藤ハ淨正の友の人あらしてハ不用と虎と豹の皮ハ  
公方稱又ハ三職の衣ならしてハ用あらぬ之右の事ハ射身具  
足秘傳ニ番クあり畧々 け事又事ニ番

一古將軍チホの女房衣きぬを止め一裳を止め一袴を止め

あると云事ハ舊中恒例記あるとありきぬとハ

今世俗ハ十三のとハ 裳ハうらうらよりくる

物あり袴ハ緋の袴先ハ白少袴を名一袴を名

その上ハ單もあつきぬうらきを名 うちうけは是を

よりきぬを名て物裳を名て 單ハイツキヌウツギ

手ハ一ツキ下の袖のわつ 出ハ袴ハ腰上ハ重なる衣を

ハゆきをわつ短くするハウ衣ハ其とのハ因ハ其の同

一丈わらえうじきハ別の衣ハウ衣地練費ハからきぬ

ハ其のあふのことハ但ゆきニ一うきハ長くけしうハ短きお

あり是たのことハ 十二單の事ハ是より余 十九ぬハこま

あり是たのことハ

あり是たのことハ

あり是たのことハ

あり是たのことハ

あり是たのことハ

あり是たのことハ

あり是たのことハ

あり是たのことハ

あり是たのことハ

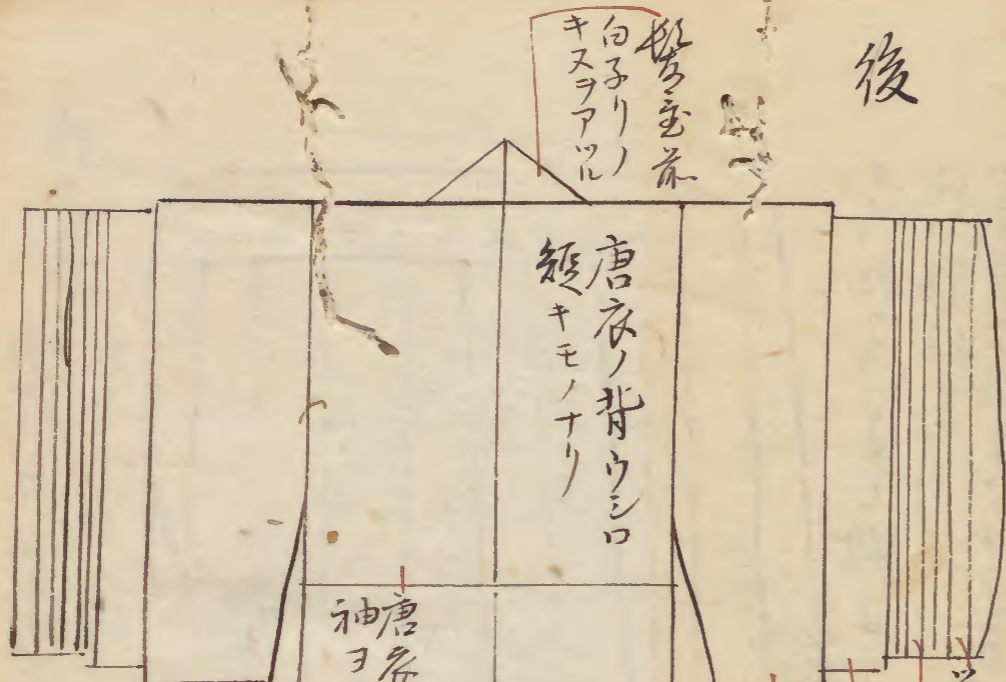
あり是たのことハ

あり是たのことハ

あり是たのことハ



後



かりきぬの御物あり

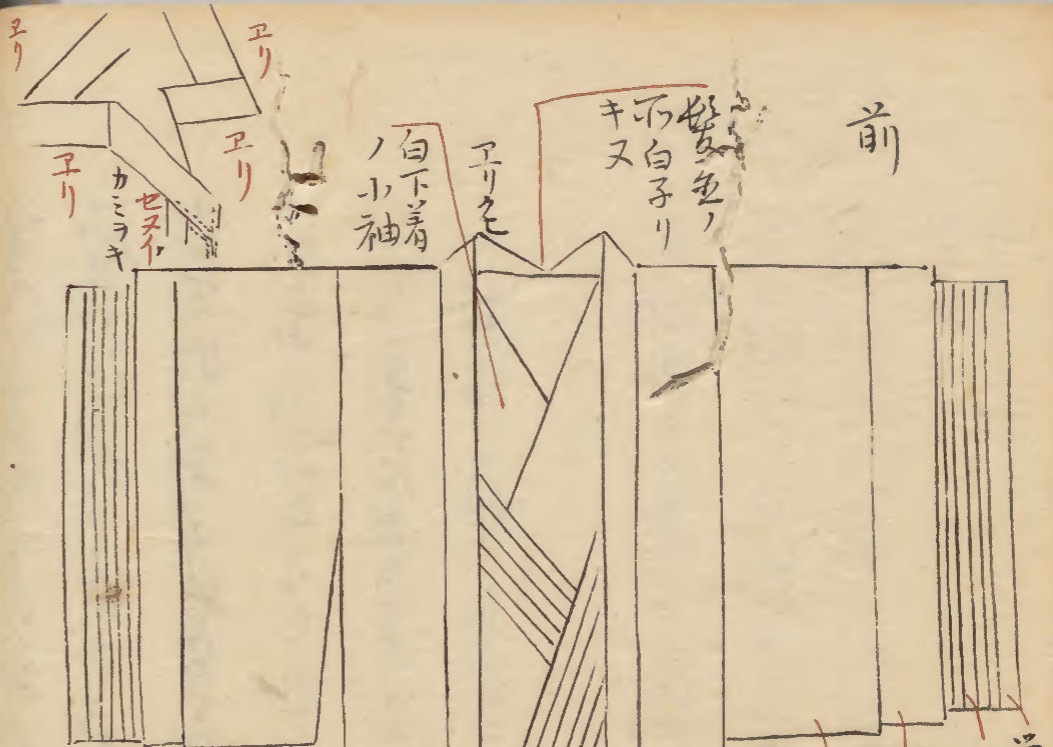
表衣身

単ノスリ

五衣ノスリ

増鏡卷五ノ三ノ三 蓮華王院供養卷ニ  
 唐衣アリ中畧人々ニ 軛ハコト入五  
 衣之内車ノありけり小まられ上五  
 袖ハ人ノあやあやセの衣衣ノうちき  
 袖ハいし云々身方云々ハ云々云々  
 られらちりそ云々車ノ衣ノ加ハかり  
 云々云々あり

前



五衣うらハ紅の平指  
 うりきハ上五袖小上五袖ハ御物  
 中五袖下五袖ハ御物あやと云々

表衣

表衣

五衣ノスリ

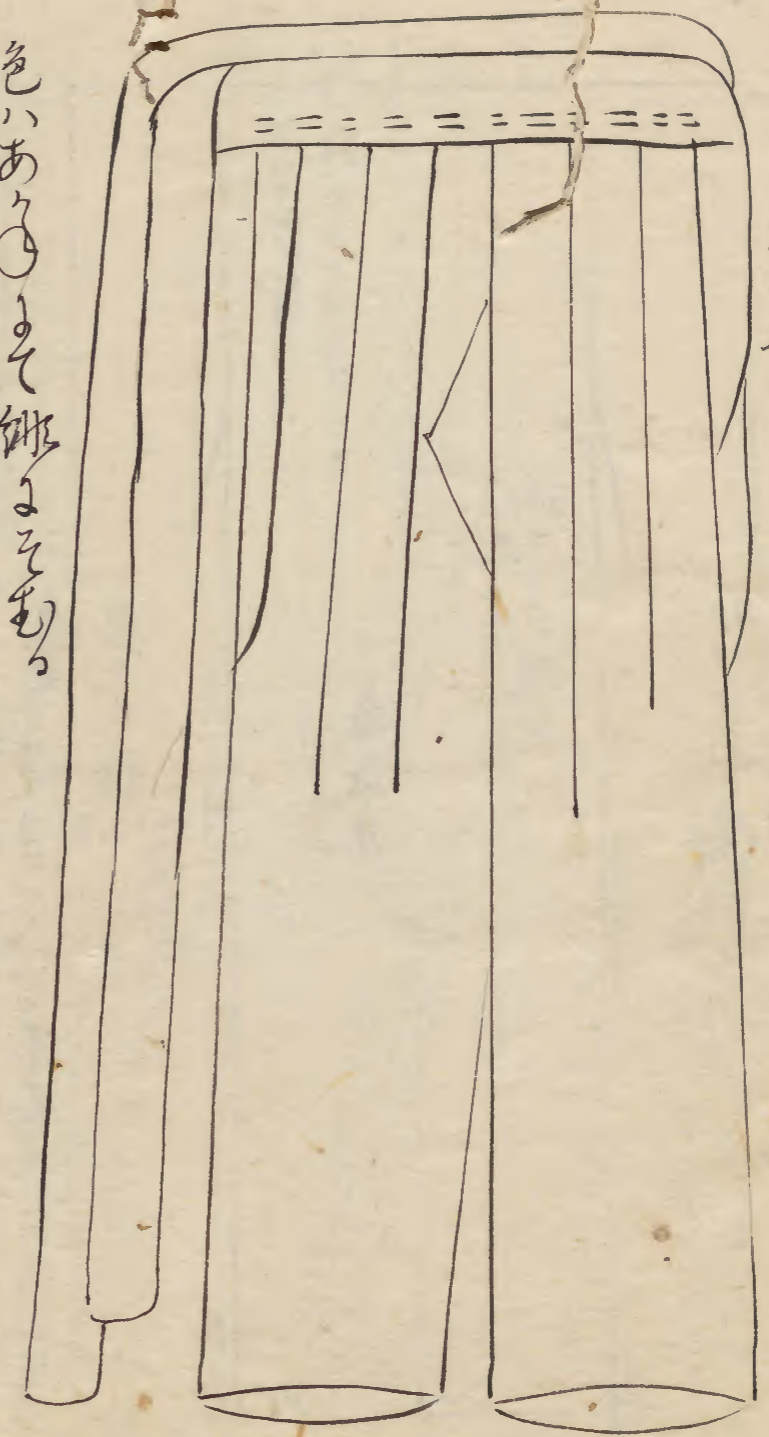
単ノスリ

唐衣上五衣五衣単ノスリ  
 単ノ外ハうられハあやと云々  
 寸云々云々寸云々云々



袴の図

板戸ありて張したるものを袴と云  
打てやらうらうらしきものを打袴といふ

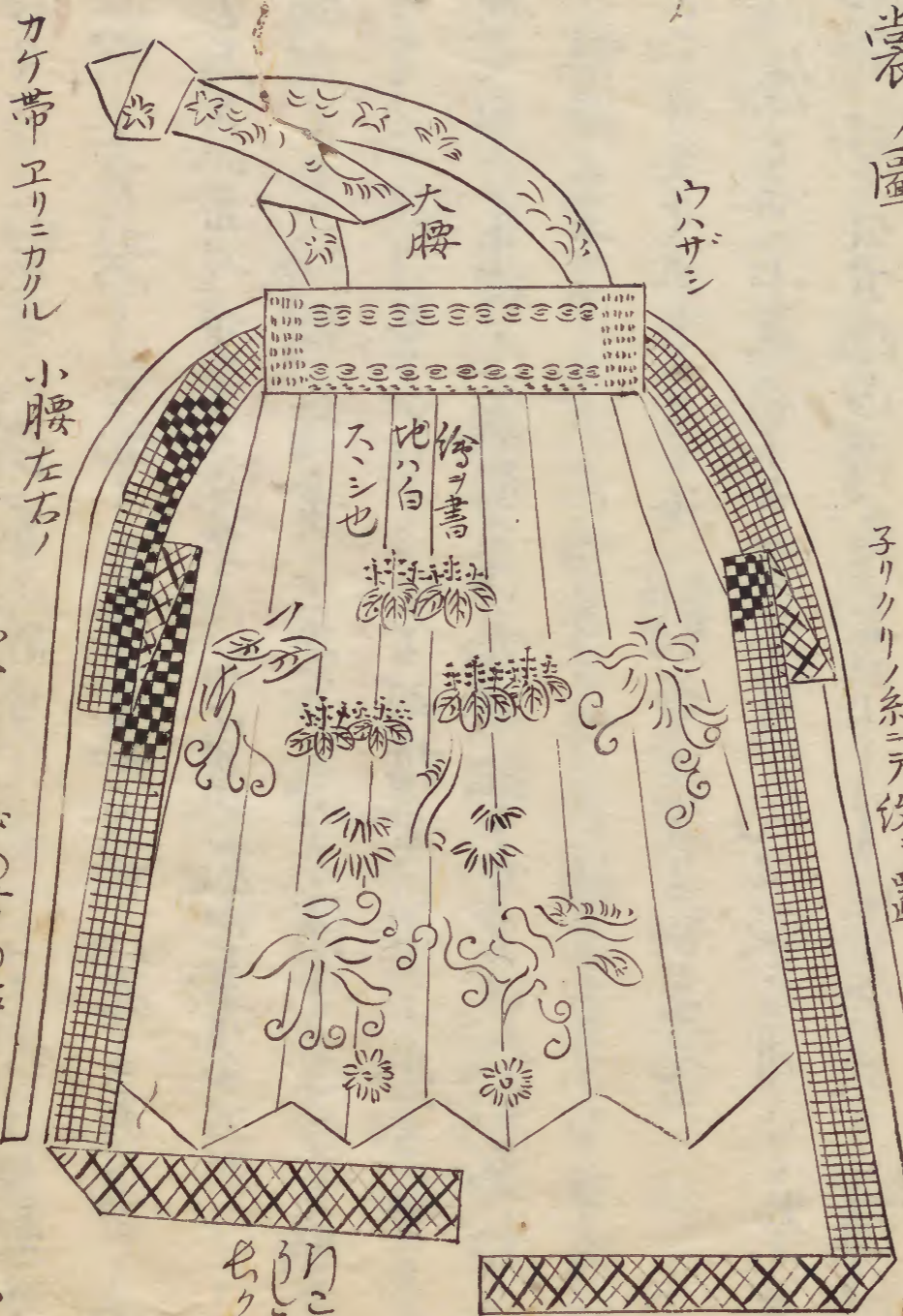


色はあきのよそ織よそ毛  
地の袴好あり  
えく白のひもは右の方よそ毛す

裳ノ圖

二重ノモノナリ  
子リクリノ糸ニテ攸ラ置

引こ



カケ帯アリニカクル

小腰左右ノ

己きのトより糸をとりて本の帯の作目の上より諸己を縫ひ納

引こ  
長クひく



右女房の装束ハ武家の故実ありされとも日記ハ予名  
目出さるる物と云事を知りせん為あり〜  
を志す人者〜  
下袴ト云ハ下袴ト云ハ非ナリ下袴ト腰次トハ別也  
腰次ト云ハ腰次ト云ハ非ナリ下袴ト腰次トハ別也  
指費ノスツラ格ルニヒサノ下ニテ格ルヲ上格ト云足クヒニテ格ルヲ下格ト云  
未嘗表昔ハ生絹也を上げてくる時指費のちよるツイタケの  
袴ノ下入  
赤大口如  
シ但ニ入  
スニテニ  
入ホトノ  
アリハ股  
同ヨリス  
迄タテニ  
ミヒタ重リ  
アリ格  
腰紐ハ右  
早ニテ格  
ハ股ハ

大帷濃今世並垂云々是ハ大帷子の上の色濃き並垂を穿テ腰紐  
を付て上よく〜  
傍儀カキと云ハ小直衣と云装束の事〜  
但例記ハ公方極傍儀を〜  
束帯ミタケトハ冠を〜  
を付て赤大口の上よ表袴を穿〜  
め襪ミタケを穿キ靴の替又ハ淺沓を穿キ笏を持云々武家  
ハ卒備めて太刀を穿キ也

一 衣冠と云も大辨束帯の如〜  
を纏ひ穿き〜  
石帯を不用〜  
束帯衣冠並衣ハ皆公家の装束也武家の故実〜  
公家倉倉及山科及の家ハ故実あり公家装束の繪島〜  
装束國式と云書あり〜  
一 並垂狩衣と云〜  
為了也大的犬遊物笠鉾と云の日記を〜

一 束帯衣冠並衣ハ皆公家の装束也武家の故実〜  
公家倉倉及山科及の家ハ故実あり公家装束の繪島〜  
装束國式と云書あり〜  
一 並垂狩衣と云〜  
為了也大的犬遊物笠鉾と云の日記を〜



今ハ武家も侍従以上の並四位の人ハ袴衣諸衣ハ大紋其  
次三位官の人布衣を次ハ素襖と由法を定られし  
うやうの事ハ時代よりて法式うる事あると

一 今の麻下下の袴のひしよすてひしよとてあひ川の縫めの不  
めてひしよを細くしてそれきりよひしよを取すて又よせひし  
とて敷のひしよを志中へ細くよせてひしよをなす事一古風よ  
あらん正徳享保ハ近年の仕出しる事ハ古風ハひしよのをも敷預守袴  
つよまをくりよめてひしよを取し是ハ今ハさくひしよとをさ  
ひしよと云也かやうの事も後ハ古風を失ふ也

一 大事装束と云物古ハあり大事も古よりあるるあれれ  
まれの事ハ今ハ戸ハ袴ハ繁花ゆて人取多き故大事ハ  
一月の内ハ度々あり後ハ大僧の役ハまでおのほり大事を  
防く装束出来たる也それハ始ハ草頭巾草羽織を用ひ  
しりり次来くハ結構よめく今ハ羅紗めて大事装束  
を作る也やうの物も後ハ古より有し物のやうよ人の  
思ふへられは是を記し置也

一 昔の事鼻言ハ武具の部ハ記スあき昔ハ調度の部ハ記ス  
みハ畧す

一 前張の事前張の大に乃事也前の大に乃事ハ紀ス藤中  
日記の將軍家前張を在れし由んたり

一條小神札部ハハシテハホラリ

吾我物 たりさききの事ハ たりさきハ今ハ 若彼の類の亦よ自録とある、  
預すまの事去たれよたつふりきまけりトアリ義記ニやいそのあいまたつる又さハ  
ハリハレ也



ハたさききの事と心得へー體源抄と云書よ樂人豊永家の書あり

義家朝臣の禮装の次牙を記したるヶ条より一身銀牙二

小袖練黄とあり是げ身銀といふハ犢鼻褌の事也馬の身

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

湯湯川新太郎尉云寛正六年八月十三日

古今著聞集卷十馬藝ノ部カマウノ用意ニヤカ子テタフサキヲナシカレタリ

今時禮ノ上三六カカラ

古キ書ニコシキトアルハヤクニ行ハレ

今時禮ノ上三六カカラ

古キ書ニコシキトアルハヤクニ行ハレ

今時禮ノ上三六カカラ

古キ書ニコシキトアルハヤクニ行ハレ

今時禮ノ上三六カカラ

古キ書ニコシキトアルハヤクニ行ハレ

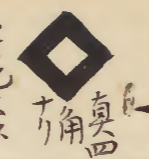
今時禮ノ上三六カカラ

古キ書ニコシキトアルハヤクニ行ハレ

今時禮ノ上三六カカラ

古キ書ニコシキトアルハヤクニ行ハレ

今時禮ノ上三六カカラ



装束の文は公相形と云あるは固文字なりあるは

熊皮の袴を弾正又檢非違使の官の人判る事ハ武家

事行藤の事を書あり下は霜臺廷尉と熊皮袴常事

以死とあるは吾衣の弾正の唐名之廷尉ハ檢非違使の唐名之

以死とあるは吾衣の弾正の唐名之廷尉ハ檢非違使の唐名之

以死とあるは吾衣の弾正の唐名之廷尉ハ檢非違使の唐名之

以死とあるは吾衣の弾正の唐名之廷尉ハ檢非違使の唐名之



彈正檢非違使ハ人ノ法ニそむきたる者をたして刑罰を行小官多敷威勢ありて人おそむん然ハ猛キ歎あるゆ威勢ありそれを賞與して彈正檢非違使のむらむらに用るあり況障も用るも同意ん平人の熊皮ハ不用也

一 布正蚕の事 京都將軍の時代より多し室町日記ハ別ナリ 室町記云

布正蚕  
一 事ニ云  
三ニミアリ

應永廿九年壬寅十二月為大内御稱代官大内御稱代官 御方御所稱代官御方御所稱代官 八幡宮御所系終中畧折烏帽子正蚕

布正蚕布正蚕 とあり是布をうすはふは染て相の正紋正紋 子子 糸糸 付付 られたる也今の世より布正蚕を大紋と名付

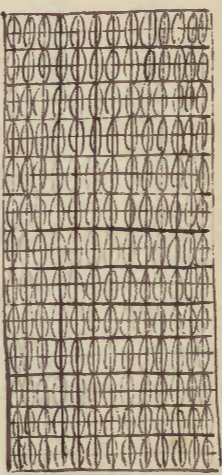
用之大紋といふ名西三条装束抄よりユメナリ

一 装束の書ユメナリ 穀といふ物あり是ハこめをうといふ物

羅又ハ紗のキイト 織あり

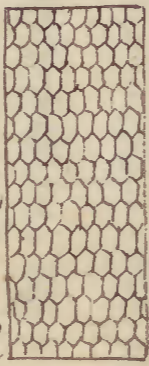
此織此織 物糸目もめびめて糸の形形 の如くあるゆゆ こ免ありと云ん

ハ糸  
スカシテ  
見タル  
オリメ地



穀穀 の字ナリ 穀穀 此ハ五穀の糸の字あり

似たる字あり 編の古抄糸ト糸トの遠也



如此ニユル  
もアリ

一 固文浮文と云事文とハゆんからの事ハ後の文を糸糸 織織 するを固文と云糸をうらめて織織 するを浮文と云ん

文と云んうけ織織 との云あり

一 布正蚕の事 三光院内府記云鹿苑院及代紙代紙 戸給布正蚕戸給布正蚕 以来諸家者用之ハ一向此布此布 候ハ隆

新大臣新大臣 以ハ為絹ハ商家公时卿為清秋平生祗候祗候



昵近トハ公方隨服ヒテ万事申用クウケ玉ハル人ヲ云

条依テ入魂内々時給布垂垂ハ然ル者互換為事

申然外故入后称名院在大臣拜任上忘家依在右

別仍布垂垂お止ハ惣別十六年五ハ諸家一同ニ着白絹

布垂垂ハ義満公の前ノ時代より始ス

一 袂と云ハ装束のり又着ス衣の事也 布衣記云布垂垂アリ唐苑院ヨリ以テ入リ

三ツアリ 袂の由キ一ツを大袂ト云物之是ハ着る物ハ非ス人ノ事

大袂 唐衣 今或家のそれ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ

唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ 唐衣 カキマ





卧蝶丸ト云浮線蝶丸凡云  
コレハアマリナルヘシ

け紋を浮線後の丸と云ハハの綾は多くけ紋を織る  
たけ紋をさしてふせんアヤの丸と云智ハハ  
え古ハけ紋のまも限らぬ外の紋をも織る  
あてーこのふせんアヤの卵の花をぬひりルとあり

是ハあてーこととうけ織る綾の事を云ん又伏系

院宮籠布装束抄は上袴壮年の入浮線綾と稱して

白浮織物文ハ少石と云 是ラ最 中ハ有窠文とも云ハハ

二重織物 物とも云 二重織物の上ハ綾物を云ハハ

桃花葉 親王装束ニ云指貫濃紫二倍織物地文亀甲

織る也 諸家南用抄云分方極ハ軍陣の唐ハ綾物名キリの丸ラニ付ルナリ

白襖と云色の事 桃華葉葉は白襖水色とありけ外ハ襖の

字付ハ青色ハ皆青とある色と云ハハ 襖ハ青と同トあり

此ハある友青の字の代リハ襖の字を用と云ん元来襖ハ

装束の名ハ 記ハ 多の名ハ非久然ハ古ハ文字の吟味

く青の字ハ代ハ襖の字をと云タルナリ

一 将襖と云ハ 将衣の事也 名目抄ニ云特襖隨身等着之舎

人半飼所用又此事也 捨而又号特衣云

一出衣ト云ハ直衣と云ハ時衣と云ハ 時衣の事ハ

乃用の扱ハ先ツ指貫を差して腰をぬひる云ハ直衣を差

二重織物 綾ハ  
文ラ  
地文ト云  
上ハト云  
常ハ

二重織物  
綾ハ  
文ラ  
地文ト云  
上ハト云  
常ハ

衣ノ色  
虫襖裏  
青黒ト云

比金襖  
表者黄  
裏者黄  
ト云ハハ  
右襖モ  
青ナリ

襖ト云装束  
三ツアリの襖  
○特襖の事  
上ニ云ナリ



すまへ出衣せしむ時よハ衣を指貴の中へ為さむえ是祕事  
也云出衣の事世俗淺原秘抄桃花葉葉ふよりんへり  
出衣すまへのハ一版よそあいをういつくろふ時の事あり  
衣の表と裏の名の取り合せよよりて其の名ありそ名  
ハ桃花葉葉を初め装束抄とありんへり

一 退紅の事右位の部よ記云 退紅ハくれあいをとりそくるトよきて紅の色のすめい  
多て桃色のものなりすくれあいは右位の部よ記云

一 禮直垂の事武具の部よ記云  
大木抄一切利をうると云ハ卒の袴云古人ハ為ハる人唐紀ハ袴  
ニ禮直垂云カワハカアとて出供の時ハ皆ををくへりら又一付をカ  
又行基云る紙もある時々の禮部カともうまを先て作りらると  
あり述代めてハ

有徳院極古きものを浴好とありしハ取上りの浴衣とあり  
赤成の時ハ菖蒲草の赤袴をたれし中を以供奉し  
人の物後せられし

一 かのきぬと云ハ卒の胴服也ハ塘川記よかのきぬの上まを  
とく又ハかのきぬと打ちけ者人の赤衣ハ多事いりまを  
ゆらありハ胴服ととくのみ少袖製の  
部よ記云

一 淺黄色と淺葱色の区別少袖の部よ記云

一 ぬり袴の事後三年の戦の繪巻子義家朝臣内京の  
袴を信りきたるよ義家朝臣は長絹の直垂は黒ぬりの  
行袴をきたる袴は供の人の鹿の皮の行袴ハ右のぬり  
袴ハ白星ヲ残すとて一面は黒とん



一 装束の書は鳩神と云ハ神二幅ナルモアリ一幅の口神口の方此一幅ヲ云ハ又  
のなりといハ大襖のり云ハ又頸ヒとい頸エリの事云

一 端綿綾とい古装束ヲ用ひし綾ハ端綿綾と云名多ク又古装束地  
とも云云なりをよせて織し云ハ云らと云ハ綿糸の字ちちおとよむ云

地もちみみを織し云ハ装束の帯はちちら地の綾  
のめ地の綾ト云平ヤリ

一 熟綿綾と云ハ熟しし綿シまで織しし綾云熟の字の心ハ  
陸分精しき名を入るを云ハ糸のこしらへる名を入れ極上の

糸まで織しし綾を熟綿綾と云ハ極上の綾を云ハ  
一 魚綾の事 桃花葉草又魚綾山鳩トあり綾平作九物綾

よりやくし同巻考平は神の色又源平装束記廿九の巻ニヒ  
ひとこれとあり

長徳ハ練色の魚綾の虫垂とあり又同書同巻ハ右装束依

右装束の虫垂とあり又同書三十の巻ハ薩摩前司親  
親スバシの生絹魚綾虫垂とありスバシ薄青ハ是古古を合せ

考れハ魚綾と云ハ名の名はありハ綾の名ハ綾の紋ハ浪ハ  
魚の形あるとを織たる故魚綾といハ名を付し云ハ詳れら

追考へ

を云ハ衣箱装束抄又終着タケトヒトシキ事ナリとあり

一 裏打の虫垂ハ武家より用ひしハあらハ上古ハ公家より  
用られしハ壬生忠久の虫垂集より壬生忠久ハ古今集の作者の壬生忠久  
ハ壬生天曆年中の人ハ拾遺集の作  
者ナリ

魚綾  
一七ヨリ  
あはたス

又  
一  
ワ  
イ  
ン  
ヤ  
ク  
サ  
ン  
チ  
マ  
ク  
ト  
ハ  
ヨ  
コ  
バ



又重下云物上吉ヨリ有ル一忠見の事のことと云

知一重ある人のひここれなきせん有とあるうらをあんうしあひら失

重上吉ニ  
重ト云  
とます是ふのことと云ふんああるハ  
ああるに有るんあんに有るますハヤス

任吉の事ともいまして志らあころあをころちとんうらハ

あくともし秋のことと云ふあまをひて見れハ上吉公家

重下ヨリまもうらおのひここれをえせられしを知一又重上吉

不動ヶサ  
重護一

山伏のすうけと云物ハ袈裟の事よりあらん衣の若く重護

院版の器入の時より多きすうけゆもト云物ハうきあま

條に麻の衣とそ務楽のあころと云謠も務楽の衣はず

クけのトアリ又義經記七うあころ山よて出產の条より毎々出腹

胸ケサヲをいたきああるまゆさんやあくとそんまひもあま

少人のむつうるをすてすうけよを一備きていそきをま

とあり是さうけハけの事よてあま説按ん袈裟左

不動袈裟と云のえとそ又と云んと云物ハ法華のゆ

ある物とそ義經記才七利友少玉落の条より利友友わ

けさけ 疎まある人おひしれハあらの付ころ白子少神ニツまやま

す付ころち志ろのうこひらまうす大口むらうあをいり

よ志ころかきの衣よりりたるさきん目のまをまてひ

又毎々大せん達あてむれハ袖みちり

ある志やうるよりちんのをさきよえ法をいて袴のくり

たうらうよひて新あまの長と云んをそさけたり

ルるとあり

清少納言枕草子の條云ひと白己ひのさうそく紅のひとあ  
あときいころはいとんつるいしれと袴あまもいころまひと  
白うを男もかむ方の事まやうてこそ

重下  
重ト云  
重ト云

重ト云  
重ト云  
重ト云

重ト云  
重ト云  
重ト云

重ト云  
重ト云  
重ト云







あけをを云待衣をとの如く  
装束圖式ト云也

一 けうきん色の事牡丹色之淺少納云枕着あまろい  
露臺

のまへろくはの者中うへられたるるうもんのうらめさ  
唐

おうきりのたのき北村季吟の抄はるういん牡丹也

とあり桃花葉一条兼良云衣の色吳説の四月の衣

の形はほろいんあひて白うら紅梅あまありあろい

簾中四記は四月はほろいんと物めいん初り

練貴もくゑぬひ物あとしうら赤くしめいんあり

白き練貴は紅のうらを付るを云右のまら以て考る

うす紅色を四月のけういんと云

練着物タテといは生緯キヌキ練織ユリやくいユメヨリのわくめらり織る

とある三条装束抄よりいり穀コメのわくめらり

一 まち虫と云ハ深たる虫の出来合を云こまちハ待の字

あり所の字を用るハ非之武具の形まちらやとの形あり

く知ろいりて高人の方ハ深あるるる作り至て買

よある人を待つ友待虫と云待つふとまちあり待つ

あし皆同一事也

一 蒲菊深の事日本紀天武天皇十四年秋七月乙卯庚午

初定明衣位名也進位同上之朝服色中畧進位上深蒲菊進位

浅蒲菊の衣服中白黄丹中畧蒲菊の義解

蒲菊者紫色之最浅者也是文ニ云是の延喜縫殿式云

蒲菊綾一疋紫葦三疋酢一合灰四升薪四十斤帛

バタウハ  
音ナリ  
和名抄  
衣比加  
豆比加  
ノ字







物とハ形遠くハ職人<sup>カ</sup>を合の繪<sup>カ</sup> 土佐光信<sup>カ</sup> 山伏のこきん<sup>カ</sup>

古画より之をトキンハ皆  
此ハトキンハツキンナリ  
後代ニハホクシテ額ニ  
垂クナリ



職人<sup>カ</sup>を繪

又相別遊行寺の什物一遍上人傳記の繪も土佐光信の繪  
の内徳勝権現の形を山伏姿より多きたるもこきんより  
下りて廣く平手紐のやくが物をそとせしめてこきん  
あり是ハ長政中と云物ト信傳<sup>カ</sup>より由山岳傳的傳傳  
義經紀無多より山伏姿より一事を書しるま新宮やりの  
名とこきんをそとせしめしる<sup>下レトハ右</sup>とハり徳勝権現の繪

一 浅沓ハ木<sup>アサクツ</sup>よて作る相の木を彫り作る也但是の甲ト下とニツ  
シテ合スル漆<sup>アサクツ</sup>あて黒くくくぬき<sup>アサクツ</sup>浅沓の形たの如く

公家<sup>カ</sup>よて  
常<sup>カ</sup>あて  
沓<sup>カ</sup>



公家のめハ浅沓ハ  
底<sup>カ</sup>を<sup>カ</sup>作り<sup>カ</sup>し<sup>カ</sup>云  
装束の<sup>カ</sup>これ<sup>カ</sup>を<sup>カ</sup>する  
あり<sup>カ</sup>或<sup>カ</sup>が<sup>カ</sup>よて<sup>カ</sup>何<sup>カ</sup>の  
き<sup>カ</sup>れ<sup>カ</sup>よて<sup>カ</sup>も<sup>カ</sup>平<sup>カ</sup>絹  
あ<sup>カ</sup>と<sup>カ</sup>を<sup>カ</sup>用<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>

一 右の浅沓<sup>カ</sup>武家<sup>カ</sup>よても武の大的の時<sup>カ</sup>もく也  
一 鼻高<sup>カ</sup>といハ沓<sup>カ</sup>ハ皮<sup>カ</sup>浅沓<sup>カ</sup>の鼻<sup>カ</sup>を<sup>カ</sup>高く<sup>カ</sup>持<sup>カ</sup>上<sup>カ</sup>て<sup>カ</sup>作<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>物<sup>カ</sup>也  
一 深沓<sup>カ</sup>ハ靴<sup>カ</sup>といハ沓<sup>カ</sup>の事<sup>カ</sup>ハ物<sup>カ</sup>具<sup>カ</sup>抄<sup>カ</sup>靴<sup>カ</sup>深沓<sup>カ</sup>同<sup>カ</sup>事<sup>カ</sup>也<sup>カ</sup>靴<sup>カ</sup>



の繪は装束の式より畧す

一 襖の事 古く著物集卷上和名に云 和泉式部君が稲荷符襖ヲ略シテ襖ト云本襖武官ノ着スル襖ノ祀ナリへ系たるは田中明神の程にて時節の志たるはいくす

續古事考昔ハ諸道ノ 思ひゆるは四りゆる童のあをといふのをくりてきてま

いさゆるは下向の襖をそれまればあををいさゆるとらせて

上東門院ノ時ナヤマシケ やりある帯のあをちてきてすこりればあれ何者そといは

あをハ布特襖前ハ記シタル所ノ大ニハいさゆるを紗襖とすあるは

一 襖の袴と古くはあるハ特襖の袴を云特襖ハ特衣ト云特襖ノ

時ハ必指貫指貫ハ指貫ノを襖の袴ト云古く著物集卷六

おくれとせきしるありき是ハ上ハ特衣をきて下ハ襖

一 けさゆるは海左右ノウラ袖ノウラヲモ縫フサツナリの事 武具の部記ス

一 神衣三條一統ニ義輝公元服記ニ捨百平ハ人致以上六百ハ装束袖細幸袴行列云を細く是ハ海袖を

也又神細くして特衣神細なる事有る忠実と云ふなり

細文有衣細文有衣ニテモ不若又云舎人ノ出立ハ上下又ハ神細ナリ



左の神を細くして筋目用ひんぬ神細目も物子用ひんぬハシタス大 双俵アリ

一 求衣袋といふ懐衣束知たる人少く東鑑卷五十四文應三年正月廿五日云今日

表代ノ字 和歌所會始タケトクシ 讀師紙屋河二位顯氏 講師中門持從宗也

朝臣布衣也右大弁入唐真親求衣袋トあり求衣袋の字を又

宮躰とも書ん三光院内府記云法躰装束等ノ事 悉内ハ

宮躰下ハ指貴上ハハ 袍着袈裟 純色表袴 香重衣 香重袈裟 袴 扇 或念珠 右

大納言ヨリ奏議して法躰久ハ着用之内ハ素脩二重袴ヲ

着ス云々ノ装束指要抄ニモ西三条家ノ抄ヲ引テ右ノ極記ナリ

房通公准心院装束抄三十二單アリ

一 十二單ト云名自古よりあり事源平盛表記卷四十二二位禪尼

云女院ハ修礼をらりと御覽右と御祝の筈とを左右の

御袂ハ右へ入れ御衣を左へきくしてつきて海へ入れせぬ御

流生の事此事をれも後重の十二單の御衣をめりし

天子の御冠ハ御幘の冠と云物あり装束指要抄ニ云御

神事の御時ハ御幘として白き脩を以て字文の御冠の

巾子を結セぬ云々字文の御冠トハ

御冠を洩りし羅ハ菱形の文ありを

いふ常の冠ハひび一畝ハ御幘の

時ハ御幘を冠の後ヨリ巾子の上を

引越し糸めて上へお返して脩を

結也

一 天子の御冠ハ金巾子の御冠と云物あり是ハ御門の時

めさるゝん是も纓をうしろより巾子の上を引越して



御幘の字

くゝかきよ結也  
カタカキトハカタワナリ  
フナリ

盛表記

ハ葉室大納言時長々ノ作ナリシカレハ古堂上ニモ十二單ト云名目アリシト田舎詞ニハアラス



前よりよく折返し又ハよく折返さずりしるゝ櫻の  
 さいをよへまてもあは友檀紙タニシ紙を合せてあ面とのよ  
 金箔もたもて申を切やまて中子を入て櫻を中子  
 とのよまをさるゝ多々山科家と言倉家よてかゝの遠めハ  
 あれとも大く、同一物え初云近代ハ  
 御贖を利られど金中子を用らるゝ

死

金中子御冠



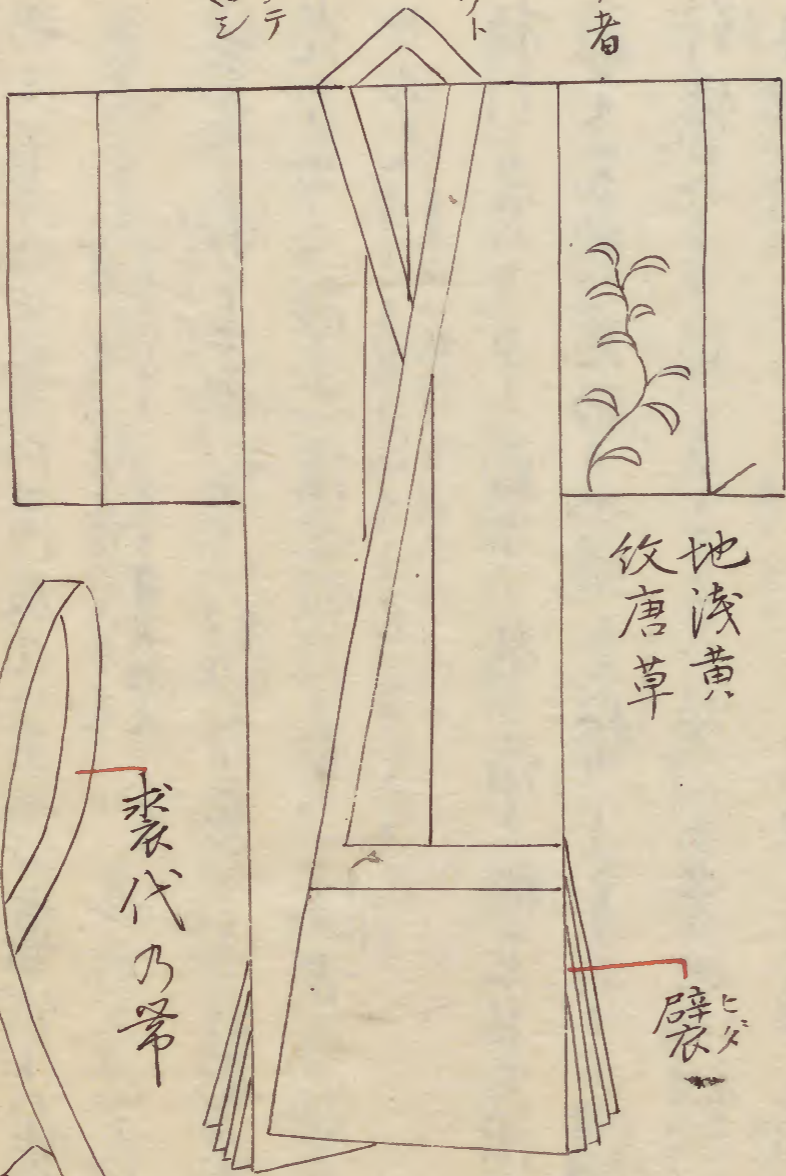
中子紙

一 求衣袋キウタイの事 前よ志多ハ求衣袋の字たのや  
 宮跡ミヤトアリの字ハ畧用しハのキウタイタノ字ニヨラズスミテ云也  
 袋の字非え代  
 の字を用る本也

僧徒者  
 キルニ

サウカウト  
 云

エリタテ  
 衣ノ如シ



地浅黄  
 紋唐草

辟衣ヒダ

求衣代乃帯

三光院殿記ハ  
 宮跡トアリ  
 東鑑ハ求衣袋  
 トアリ  
 右何レモ假字也

一名素絹ソケンノ衣氏云但青絹ニサウカウトナシ常ノエリナリ  
 貞丈按ルニ素絹ト云ハ織文ナキ生絹ニテ縫タラ云ナリ文ナキニ素絹ノ求衣代ト云



文明十九年四月十日親筆の日記  
白布系の東山版の装束袋

表代ハ法皇御着其外諸門御方着申五南時正系門の時  
のまはるる由藝の御服よりあらは表代ハ表代ハ表代の意  
を云ふ  
表ハ毛皮まで縫たる名云  
陽者もその名を云ふ

一 装束は打と云事あり紅の打衣をその類也是ハ結まで打て

光を出したる也後世板戸よりして古の儀はまらせて打

と云ふ  
単として幕末の頃は着る單ハ春冬ハ同ク  
冬秋ハ板戸を用ル

一 板戸と云はるる一ぬりの板は絹を付て決能なり

引まらせに光出る也端をぬりしるふ

一 引倍支ともひつぎとも云ハ板戸の事也

一 宝  
堂の字ラ  
器シ用エ  
又急る  
堂ノ字ラ  
エイトヨム  
と云ハ張たる絹を貝よりて光り

一 淨衣ト云ハ白中ノ狩衣也裁絶替る事也

張ル衣單ナト  
布衣也或ハ生絹也是ヲ着ル衣單衣ホヲカサスルヲ狩衣ノ如クニ  
重ル一ハナシ

一 素衣の事後ころもの事の部も記ス

一 冠は厚額薄額半額透額の品あり厚額透額の

二亦ハ今もあり薄額半額の二ハ近代ハ絶て名のみ残り

一 襖の事衣股令延喜式を按る近侍府の官人の服す

其位の依て色々差別あり  
其位は依て色々差別あり  
襖と記されしる袍ハ幕末の時  
と云ふ

一 位袍と云武官よてハ位襖と記されしる襖ハ衣服

令延喜式を按りて武官の若干の關候の袍の事と

關候ハハたたる名

關候ハハたたる名

關候ハハたたる名

關候ハハたたる名

關候ハハたたる名

關候ハハたたる名

關候ハハたたる名

關候ハハたたる名

關候ハハたたる名



知れ<sup>し</sup>別<sup>は</sup>疑<sup>ふ</sup>事<sup>に</sup>

一 狩禊と云ハ即チ狩衣の事ニ狩衣の形ハ右よりハ禊子似しる  
物成友狩禊ト云ハ鷹狩の時着る禊ト云事ニ桃花<sup>は</sup>花<sup>は</sup>葉<sup>は</sup>葉<sup>は</sup>葉<sup>は</sup>  
狩禊の事キと禊とも云と記<sup>し</sup>あひハ誤<sup>り</sup>た<sup>る</sup>禊ト云ハ狩禊  
トハ別也名目抄云狩禊隨身等着之舎人牛飼所用之此事  
ニ然而又号狩衣キ是狩衣ヲ狩禊ト云の體文正流<sup>し</sup>或ハ  
狩衣狩禊ハ別物ト云流アリ是誤<sup>り</sup>用<sup>ゆ</sup>也<sup>ら</sup>ん

一 狩衣とも狩禊とも云事ハ上古天子巾鷹狩の時鷹飼の  
着する服ニされハ袖<sup>は</sup>は袖<sup>は</sup>とて組<sup>ひ</sup>緒<sup>を</sup>刺<sup>し</sup>て貫<sup>て</sup>有<sup>り</sup>  
そ緒<sup>も</sup>て袖<sup>を</sup>括<sup>り</sup>よ<sup>す</sup>されハ籠<sup>の</sup>如<sup>く</sup>有<sup>り</sup>て<sup>ま</sup>を<sup>つ</sup>  
り<sup>の</sup>便<sup>宜</sup>一<sup>き</sup>ん<sup>本</sup>式<sup>ハ</sup>布<sup>も</sup>て<sup>縫</sup>し<sup>ら</sup>ゆ<sup>也</sup>布<sup>衣</sup>とも  
云也延喜式の禊<sup>式</sup>ハ<sup>縮</sup>後<sup>を</sup>裁<sup>て</sup>禊<sup>衣</sup>と<sup>す</sup>る<sup>事</sup>を<sup>禁</sup>ふ  
断<sup>せ</sup>ら<sup>る</sup>事<sup>ノ</sup>一<sup>き</sup>ん<sup>本</sup>式<sup>ハ</sup>布<sup>を</sup>用<sup>ゆ</sup>也<sup>ハ</sup>事<sup>有</sup>友<sup>友</sup>  
縮<sup>後</sup>を<sup>禁</sup>せ<sup>ら</sup>る<sup>也</sup>鷹飼<sup>ハ</sup>本<sup>右</sup>近<sup>傍</sup>の<sup>官</sup>人<sup>も</sup>て<sup>鷹</sup>を  
放<sup>し</sup>る<sup>事</sup>を<sup>許</sup>せ<sup>ら</sup>せ<sup>て</sup>出<sup>遣</sup>し<sup>入</sup>し<sup>を</sup>後<sup>ハ</sup>天子<sup>御</sup>み<sup>つ</sup>ら<sup>り</sup>  
鷹<sup>を</sup>放<sup>し</sup>あ<sup>ひ</sup>公<sup>卿</sup>も<sup>も</sup>つ<sup>ら</sup>ら<sup>鷹</sup>を<sup>放</sup>され<sup>友</sup>公<sup>ハ</sup>  
あ<sup>の</sup>の<sup>先</sup>用<sup>の</sup>狩<sup>衣</sup>ハ<sup>布</sup>を<sup>用</sup>ひ<sup>す</sup>て<sup>縫</sup>紗<sup>を</sup>と<sup>ま</sup>て  
縫<sup>作</sup>り<sup>友</sup>狩<sup>衣</sup>葉<sup>番</sup>も<sup>あ</sup>ひ<sup>あ</sup>ら<sup>う</sup>後<sup>ハ</sup>鷹<sup>狩</sup>  
あり<sup>ぬ</sup>常<sup>の</sup>日<sup>も</sup>と<sup>用</sup>ら<sup>れ</sup>と<sup>あり</sup>来<sup>れ</sup>り

一 指貫の袴を狩袴とも云狩衣のりよ是<sup>ハ</sup>袴<sup>を</sup>友<sup>友</sup>  
狩袴と云是又布の括袴<sup>ニ</sup>す<sup>を</sup>よく<sup>し</sup>緒<sup>を</sup>と<sup>ま</sup>し<sup>貫</sup>  
てある也<sup>ハ</sup>「さ」ぬ<sup>の</sup>袴<sup>と</sup>云<sup>ん</sup>和<sup>名</sup>抄<sup>ハ</sup>奴<sup>袴</sup>佐<sup>師</sup>奴<sup>杖</sup>



乃波复翁トアリ漢語抄云絹袴或云岐奴乃加利八加  
萬ト云フナリ

一 奴袴サシヌキト讀事存ニ記スヤ一 知らぬ人又バカトト云フハ  
誤んぬまらぬト云名目ハなき事ニさ一 ぬきま奴袴ト云字  
を用事ハ奴ハ奴僕として綴テ古仕者ニさ一 ぬきの袴  
ハすそを高くくく上テ奴僕の走り廻るに便リ直子  
友奴袴僕の名ナすき袴といふ云々れとも後ハ公卿  
の服ニめて綾織物を用事又云れる也

一 さ一 ぬきと云ハすその袴緒を刺貫ぬの若くは袴のすそ  
穴をあけて緒をさ一 通テ一 袴衣の袖括のや一 今世  
の奴袴ハ緒をさ一 ぬきす一 してすそと袋縫のや一 してす  
袋縫の中へ緒を入れて捲るこれをも袴括と云んさ一 通一  
たるをハ刺貫袴りと云一 右神宮宰相定基石の代説ん

一 古ハ垂垂の下ニ必ス大く一 ひらきを穿テ一 若くは同袴の下ハ必  
白大口を穿テ一 着ナリ一 大くたひら大口と用事るを素垂垂  
と云御對面記ニ云ナリ一 素垂垂ハ暑候ん

一 褌衣トハ隨身の若くは腋ノ間腋の袍の如 ぬきを纏ふ  
きたる物ん紋をぬひ付る垂垂とて丸く獅子孔雀等参考  
の形を付る一 一 袴袴衣のぬきをぬひ付るさ一 一 若くは

又古書ニ褌冠と云事ハ是ハ褌衣縫付し冠を指す  
事ニ 倭鳥丸ニテ扇ヲ開タル形ノ如ク作タル  
物冠の両方ノワキニアルナリ  
一 衣文の始乃事 衣文ハ今装束 續世殘物語卷八 その所の 今の大將



殿ハ花園若大臣有仁之次子仁親也  
後三子院中孫後白河院の世孫也

六との外もその人々をこのことありて  
うえのきぬあとのなるみかへきあとの布とてまうよきあ  
めてそのたよすくれありしる大く昔はうまうの事も  
てさしぬきもあふふさしてえ同ししもこそくぬるすあうり  
はちあるべしこの比こそさびえほりしきらあめえ同ししを  
おろくかとりて傳ふれ白河院時そくまいる人とおのつ  
くらひまつくらひあはし集らせれえさいあまひらると  
傳りしいまうりしそせよりあらんま神皇正統記は香取院  
御容候めてたくまりしれいきらを好ませぬいらるや  
装束のことくありえ同ししのひいなるあとな事もそはうり  
あまのまの花園の有仁の大臣又容候有るへまて作あはせて  
上下あまの風もありしるるとおろるる

貞子の云々文と云々の始り  
さりし昔ハ装束こそくしるる

事あくやいらるるあえくとしてえほりしもくくぬるすあうり  
あこあくやいらるるあえくとしてえほりしもくくぬるすあうり

キコメニスルル云

一 装束を襦袢は先こむると云ハ孝襦袢垂水干長袖との類上  
のすそ襦袢の内へ入て見る事を云え袍垂衣袴衣との類ハ  
上のすそを襦袢の内へ出して見る也

一 化装束を見するよハ先襦袢を看てたの足を先こみ入て  
次は右の足を先こみ入て襦袢を看すよまておすてゑておその  
装束の上を着しお襦袢の糸腰をひ次よりしる腰を結

先花ノ多クハ襦袢にて次は右の足を先こみ入

一 履くはば着る事順へ逆ハさむえ  
襦袢を先こみ入て次は右の足を先こみ入て  
逆はあらはせ襦袢を先こみ入て次は右の足を先こみ入て  
左靴の上を先こみ入て次は襦袢を看れい下より上をおろし  
左靴へ下の上をおろし右靴へ下の上をおろし  
逆へ逆へ又たより右へめぐるハ靴を先こみ入て次は右の足を先こみ入て  
逆へ右の足を先こみ入て襦袢へ足を先こみ入るるもたりを先こみ入るるも

天の地ヲあやふしうとして凡上あまののちをあらわす  
ハ逆あるやうと思はるるれども



入るを唯とするんが此逆を云て唯をこの逆をいぬ物いふをいふとするんが  
あらぬ事と凶事を多るをいふ吉凶を多るハ禮也吉礼凶礼混雜するん右装束  
多る大法  
あり

一 萌木 モヘギ 萌木ト云ク とい色ハ春より木の新葉の萌出たる色也

一 黄色交りて青この色きく萌木の濃さをと緑と云 緑色のウエ

ト云即午萌木 色ナリ

一 鞠塵と云色ハ萌木の黄くちなる色也 俗ニキチン色

一 海松色ハ緑より青あるを云木織色也 俗ニアサニルチヤト

一 朽葉色と云ハ黄色のうるこしる 俗ニキカラ 青朽葉と云

一 あり黄朽葉と云ハ赤より云朽葉色也

一 羅の織目 ヨコフトク一文字 タテホソクヒシナリ

一 装束抄は平指とあるハ今世俗は羽二重といふ物なり

一 礼装の裏は用るん又五位以下の裾衣袴おも用る也

一 深色の事小袖の部もありん合さへ

一 冬の装束ハ練糸を織てありめすかきん夏の装束ハ生糸

練糸 練ざる 織てありめすかきんをさへ袍衣以下皆同

一 水干の紐結糸糸 記スレハ 又くいこのうる糸を用ひて

たりくひめて着る事 くひめとハ袷衣等の糸を云 永徳抄

上下 水干ハ函云ナリ 同 上ハ前後の紐き物んくひめを

内さまたちて着るのやくよ くひめをたりくびと云あり

たりくびは紐ありたりくびありハ右の紐を肩より後

左の紐はくひうこの折伏たる先を付て左の袂より先出て前

よさちてゆへ くひめは 時ハ右の紐をも後より前

赤帯  
白帯  
山鳩  
りえ  
おひ  
え  
と  
と  
と







又饒抄ニ  
舞人下詔衣  
付事臂ノ  
条ニ云同可  
用公物  
仁安三三臨  
時祭故殿  
勤仕舞人  
ヲ金用公  
物信也或  
壯年結構  
私ニ調之着  
用非先例  
同皆書云  
仁平元上  
月五或記  
曰臨時  
祭舞人  
隆長半  
臂當  
色下重  
云

舞人小忌付赤ノ条云仁平元十廿五秘記曰臨時祭舞人隆

長少將青摺私ニ調之當色頭紙不合期故也下略又摺袴ノ

条同以公物着用之但下袴津賀利系私用意之中略

仁平元十廿五或秘記曰舞人隆長少將摺袴當色津賀利紐私儲之

濃袴私儲之當色此文公物と云又當多子對して私儲之

とより物ハ當多と云ハ即チ公物んげ文多以按スルニ

其後ニ付て公ヨリ死リ而て賜てて其ノ服をハ物と

尚色と云ナルヘシ紫或神日記榮花物語ホ上東門院

所產の事と云ルる条ノ宮ノ下部ニトリノキヌノ上ニ白キ

タウシキ着テ湯湯集ルト云ヘシモ公ヨリ賜リタル白キ袍ヲ録ノ

袍ノ上ニ覆ヒ着タル云云所產屋ニハ白キヲ用ルル故公ヨリ

白袍を調之賜リタル也サレハ白キ尚色ト云ヘシ也此品アリ

一事ハハ武家多て石連ル白池多タル中名を尚色ト云モ主人ヨリ

上下と云事何の情來也ても上よる情來ト下よる情來

の事を云へ上下と云名自上古よりあり也古事記應神天皇

紀曰有二神兄号秋山之下氷之壯士弟名春山之霞壯士故其

兄謂其弟吾難乞伊豆志裳登賣不得替汝得此孃子乎

答曰易得也尔其兄曰若汝有得此孃子者避上下ノ衣服

量身高而釀カシ組酒亦山河之物悉備設為宇礼豆玖云爾

一有衣といハ物も上古より有也万葉集卷五山上憶良方

作リシ貧弱躬問答歌曰風雜雨布流欲乃雨雜雪布流欲

波為部母奈久略麻破引可賀布利布可多衣安里能



許等共等伎曾倍騰 ワタモナギヌノカタキヌノミルノ 略 綿毛奈伎布可多衣乃羨留乃  
其等和ヶ気佐賀礼流 カハフノカタニウケケ 可々布能尾肩尔打懸 下畧

布可多衣ハ布着衣也袖ナクテ肩ニハカリカニハ肩衣ト云古今著聞集ニ下着  
ノ着ル拵ナシト云布着物ト云ハモ是ナリナシトハ袖ナキヲ云古ノ肩衣ニハヒタナシ  
布ハ賤シキ者ノ服ニテ小袖ノ上ニキルモノナル云イワシカ賤キ者ノ礼服ノ如キナリ今ノ  
世ニテハ武家ニテオシ出シタル礼服トナレリ鎌倉ノ成氏出陣ニ金襴ノ肩衣ヲ着セ  
ラレシ由鎌倉年中行事ニ見ケリ後代ノ陣羽織ハ肩衣ノ変シタルナリ

一 装束の領 ツビ 領ト云ハ 方領ト云ハキナリ ツビ 方領ト云ハキナリ ツビ 方領ト云ハキナリ

と云ハキナリ ツビ 方領ト云ハキナリ ツビ 方領ト云ハキナリ ツビ 方領ト云ハキナリ

一 捲練の事源氏物語初音の巻よりいりぬく ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ

の巻よりいりぬく ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ

捲練と云ハ初より生の脩を對して練する脩を捲練と云 ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ

捲の字ハ虚字也捲字ハ何の心ありキと初んたとハ行と ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ

云事をいぬくと云破ると云事をかひやると云筋ると云事 ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ

をいこむと云付ると云事をい付ると云教也初れハ古代 ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ

の初は練たる脩の事を捲練と云 ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ

さむくの後あり初れともあつたのよハあらぬ初りたる脩の事ハ白きとい ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ

初りたる事ハ初れといふ事ありと云 ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ

も降る ツビ 捲練ト云ハキナリ ツビ 捲練ト云ハキナリ







後曰粉浓常ノ衣衣ノ千トヨリハ長クニ名物也裏ハ縹ハナタ或紫也  
○高倉永福云巾引直衣冬白後巾文小葵复二藍三重  
祿或沙サゲ衣ト云 右ノ三卿ノ故ハ新井後深君君義在系ニ君ニ家  
ハ同ノクニ時ニ家ノ代各ヲ記シタハハリハ書ニス  
スリ

一 小口乃巾袴ト云事 西宮記云小口袴冬時王上着巾深紅  
入綿或打之○大槐秘抄云小口巾袴トヤ物ヲめテ巾ニリヲ控ハス時あそりす

こハ小口の巾袴ハ小葵の後の紅乃巾袴括リをきれしる  
よハ○侍中群衆云小口巾袴如指費者紅深依也或入綿

○桃花葉葉云小口巾袴紅梅頗濃色指括如指費冬練复

キ生自文扱ルニ紅梅濃色ハ紅ラ云シ  
昔紅梅ト云ハ紅梅花ノ多ク

云ハ梅色濃キを云即チ紅梅花ノ多ク後代ハ紅梅ト云ハ


赤ニ紫交リ赤黒クル色を云織るニ徑糸紫緯糸紅

めて織也 源氏物語ナトニハ紅梅  
の花の多クと云ハ

一 後の文ハ小葵ト云文あり葵も大小あり大小も花も葉も

も同くして五月以花咲翳栗の花ハ似しり 葵も大小あり  
花も小葵ト云 大あり

ハ徑寸寸とありハ小キ花ハ徑七ハ分寸寸もありハ小葵ハ

俗ハ袴ハあひと云大サ袴ハとあるハ也  此の花也

一 袖括の事 袴衣水干長絹直垂ハ皆袖括ト云袖口ヲ緒ニテ大

針小針交テ刺ル也 今世武家直垂ハ袖括ナクニテ袖口ノ下ニ緒ヲ付テ赤ト  
云ハ高麗ニ非ス今モ公家ニ用ラレハ袖括アリト云ハ

元袖括ノ緒ノ袖括ハ袴衣ヨリ起ル也袴衣ハ鷹ノ狩ノ時鷹ノ飼

今ノ鷹乃ハ名ハ假也神の名長クしてハ鷹ヲつクハ好まル

由ハ袖ヲをきくハ後リ寄テ袖括ノ緒ヲをきめて結ス也



水干長絹ハ唐人唐人ハ唐中を云乃腋まであれハ臨時より

つゝい働く手、為す神格の緒を設るゝ又公家小直衣を

一名狩衣と云ふも云て、狩衣のすそは襦ハ格幅ヲ付ル云

物へ元狩衣より出する物あれハ狩衣の如く神格ある

才尻と云懐来も狩衣より出されハ亦同く神格あり

一 玄垂先袂の事、或人語云正徳中近衛殿は元高居し

ぬいし大樹公御甚新ノ人々は面會しあはハ指貫の上は玄

垂をうらうけて玄垂と同地めて細き帯を狩衣のあて

襦の如くは志ぬいし是玄垂の為袂の布式ありし玄垂

のすそを袴の内へ入てきこむハ本或は非くと云り、貞享云

玄垂ハ元唐人の腋めて言位の人人の腋もあらしと云

言位の人ものりてハ略美の時其申せらる事有りぬ

近衛殿も内もめて是ハゆいされしなりそのめは是ハゆ

事ありちうけて是ぬいしハ布式の着袂もあらし且下

ハ指貫あるゆへ上下具して是なるハ遠く

一 昔の夜具も玄垂と云物も物々々の布ハ合名めて四方ある

物へこれを被りて寝るゝ天子より以下皆此ありし也

物多しソウの如より此衣の如く襦は袖を付する物あり

そ歎玄垂は似る物ぬ玄垂袖も各付するを毎夜帯は

用る物あり多ト云るを略してはこれとの云物ハ

ゆへ登着する玄垂とあり、名はゆいあり、夜具の

玄垂のり古き多しと云り右のりたをこらくんぬを云



重垂といふハ夜具の事ニ重花舟の被を重垂といふハ  
不審ニ後代次第一物成ハ一と云説あるハヤクク重垂夜具の  
重垂ハ後に出来てテ秋の重垂ハ似る友重垂合と名付  
シ多ク一重の重垂ハ昔よりあり事也

一直綴と云ハ入居の先有物也て是常の傍衣也

一 小狩衣ハ事後多羽院宸紀建保四年四月十八日条云聊  
著小狩衣於東面壺面縁上北面等糸有和衣ハ法也

小狩衣とハ才尻ノ事也かりきぬのじしろの二尺とくりも  
ミ一加子ノ内説の之濃井及

一 小袍之事宗雅卿記仁治二年正月五日今上階下湯加冕  
日也次ニ古内藏氏顯氏朝臣著當色臣云落色袍面裏同

色ヲ緋細云々台記文安六年三月能冠右中兵衛賴朝臣  
着紫小袍云々小袍トハ常の袍ト非ス袖二幅テ裾袖ナキ云々

又云小袍ハ  
雲上元版  
之日能冠  
ノ人着用  
スナリ

小袍ト云也袖口ニ幅スリ袖  
ト云ナリ

一 蜀紅錦ト云ハ蜀ノ國イニ江ニ織タル錦也蜀ノ國イニ江ト云江アリ

字彙曰川之  
大者皆曰江其江ノ水ニテ糸ヲ晒シテ織ル也蜀江を以テ名

とす蜀江ノ錦トハ金糸を交ジ

一 小袴染花物於ハ云々その卷ニ殿ハ小袴キテありたえ云せ

あひて杖をつきてみちのま云々ありせあ云々按ハ小  
袴ト云ハ指貫のえ云々白衣めて袴ハクりきあ云るを

いふるへ一前ニ記せ一武家めて用る少袴トハ別く

一 指子ト云ハ今世有文あるを指貫ト云ハ今文あるを指子



平絹指貫ナリサシトハ指貫ノ小袴ト云事也

と云て差別を立る也布ハ一也有文トハ紋ナラあるを  
云テ文トハ多岐あるを云ナリ

一金高之平文之虫垂之事 永享九年室所殿行幸記云常

花所  
行幸記云  
太刀常  
きんぎん  
のひや  
ゆんの虫  
垂白  
うちにて  
の太カヒ  
及ナリ

刀十五疋皆金高之平文の虫垂常金太刀キキ人むくの平  
父の虫垂トハ虫垂の惣袴を金みりキ

家の紋を付けひやゆんの虫垂を付し平文トハ豹文の事  
ひやゆんトハ虫垂 袍あとの紋を虫垂の文を以て

の形も紋の中をさし志きしをさるなり今の加賀紋の如  
常々常書ヨ三張のそれの時に虫垂を金とカキあて我

紋を録書めて書しそれを大帷ヨ重ひてるん  
一平絹ト古書ヨみりハ今云をあたト云物

慶長ノ比ハフタノ箱ト唱ヘシ平ヨ我院書札抄ハフタハ箱ハ何足ト云ナリ

一 生絹トハ常の絹の祢らぬを云へ祢りたるハた、絹と云  
り云ナリ又祢りたる絹をいハ祢りと云ナリ

一 虫垂を根たさす事もあり花所所行幸記云太刀  
常皆きんぎん金銀のひやゆんの虫垂共せし事ナリ

虫垂の惣袴を根こキ 根みりキトハ  
付たさ根留めてたさるを云也

一 腰コシ継ヒ 義教公所元服記白襖内袴衣紅袴下袴

束抄云腰継内上括之時用之云々衣服兼院云下括

指貫ノスソラ足クビニテ 之時ハ下袴ヲ着ス上括ノ時  
指貫ノスソラ足クビニテ 之時ハ下袴ヲ着ス上括ノ時



ハ腰次ヲ用エ腰次ト云ハ生平絹シラヌグ或ハ布タエナリ之類キ白大口  
ノ如キ袴シ云々腰次トハ下袴ヨリ短キユヘニ袴ノ名ライハテ  
腰纏シト云レニヤ装束要領抄云下袴布儀纏シあり  
下括の時指費の下ニ用之又腰次トハ布の袴シ上括の時  
用之是も単衣等シをシぬる時の事也云々是下袴と  
腰纏ハ二亦也一亦シノ字シなる人ハ語シ

一 下袴装束要領抄云袴布儀纏シ也十五シ年シ以前の人儀  
色コキ紅シノシナリ十六シ年シ後紅長年シの後白色文定シることシ  
暑儀シめて近代平絹シ下括の時指費の下ニ用之云々  
又衣服毎覽云下括の時ハ下袴ヲ着ス云々下袴ノ形束  
帯シニ表袴シの下シニ名シる者大口シの如シ一但シもち入シすシて

もち入シる布シと云あり兩服シの者シハすシをシ追シはシふシくシ三  
ひシ重シありてあり括シあり腰紐シハ右シの服シめて括シおたハ  
紐シてシてあり下袴シも腰纏シも昔シニ大口シの如シくシるシれシとシと  
下袴シより腰纏シハ短シなり此シ差シ別シめて知シるシ一シ片シ之シ腰シ記  
ニ下袴シトハ腰纏シニ亦シを指費シの下シニ用シ一シ片シ之シ腰シ趣  
見シ下シハカシ一シ片シ之シ腰シ也シ一シ傳シ字シのあシやシまりシめてシ也シ氏シニ  
亦シ並シへ記シせシ一シ片シ之シ腰シ可シ考シ下シ袴シ腰纏シも亦シあるシ事シ  
をシ知シるシ也シ

一 一シ片シ之シ腰シトハ紅花シ大シ一シ片シ之シ腰シを以シて一シ匹シの絹シをシ條シたるシ也シ  
治養三年三月三日山槐記云三門控佐光長茶條一シ片シ之シ腰シ立シ烏帽子トアリ  
保元物語安藝判官一シ片シ之シ腰シの絹シ白青シの袴シト云シり  
一 片衣 ころもシの日記シニシ道シ朝シ臣シ在シ衣シニシ紅シのシ片シ衣シをシ



天文七年二月十二日本三記同室町及出所供<sub>レ</sub>各斤衣袴云此斤衣ハ肩衣ノコニ記ス斤衣ノ  
 着るとアリ其下の文ハ若道朝臣<sub>レ</sub>衣紅帷とあり此れハ

斤衣の二字カタヒラとよむハ一外の書ハ帷を斤衣と云  
 一る例をえんハ衣ノ是を記一也也斤衣をカタキ又  
 一とよまて大ノ襟<sub>レ</sub>帷と云ハ惣一て字よて裏を事  
 一物の物着<sub>レ</sub>裏<sub>レ</sub>斤方よてひらめく衣よ<sub>レ</sub>ひらト云  
 一斤色の事當世斤色と云ハ練の事<sub>レ</sub>色ハ何多と限らん  
 一練の地<sub>レ</sub>厨<sub>レ</sub>目地位の厚<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>斤色と云ナリ

一肩衣の事伏見院の法時<sub>レ</sub>画<sub>レ</sub>せられ<sub>レ</sub>法統上人の画傳  
 一は侍席等とらん<sub>レ</sub>者肩衣ハ大口の袴<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>なり  
 一今川了俊の大系<sub>レ</sub>紙<sub>レ</sub>袖付<sub>レ</sub>さる<sub>レ</sub>並垂と云事<sub>レ</sub>ハ即ち  
 一肩衣の事と袖付<sub>レ</sub>さる<sub>レ</sub>並垂といふある<sub>レ</sub>

一袖付<sub>レ</sub>さる<sub>レ</sub>並垂の事<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>よ<sub>レ</sub>三<sub>レ</sub>ナリ

一ア<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>んの織物の事室町及行幸記云ア<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>んの  
 一織物一重とあり又太平記中殿<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>舎<sub>レ</sub>条<sub>レ</sub>征<sub>レ</sub>夷<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>將<sub>レ</sub>軍<sub>レ</sub>正  
 一二位大納言源朝臣義詮卿<sub>レ</sub>寸<sub>レ</sub>色<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>ア<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>あり<sub>レ</sub>物の

一ア<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>のた<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>ひ<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>ハとあり<sub>レ</sub>ア<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>ハ綾の事<sub>レ</sub>云  
 一女房故実<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>四月一日<sub>レ</sub>ア<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>んの<sub>レ</sub>物<sub>レ</sub>帯<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>ア<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>ハ綾<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>四<sub>レ</sub>記  
 一云四月一日<sub>レ</sub>阿<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>あり<sub>レ</sub>物<sub>レ</sub>阿<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>め<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>ハ

一ア<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>のた<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>ひ<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>ハとあり<sub>レ</sub>ア<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>ハ綾の事<sub>レ</sub>云  
 一字綾文ト書<sub>レ</sub>阿<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>綾文ト云ハ平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>射<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>谷  
 一の<sub>レ</sub>綾文<sub>レ</sub>ハ地<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>め<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>糸<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>織<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>友<sub>レ</sub>糸<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>交<sub>レ</sub>カ<sub>レ</sub>ド  
 一双<sub>レ</sub>ノ<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>綾文と云平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>ハ地<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>極<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>文  
 一を<sub>レ</sub>綾文と云<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>と云と<sub>レ</sub>装<sub>レ</sub>束<sub>レ</sub>抄<sub>レ</sub>よ<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>ナリ<sub>レ</sub>梳<sub>レ</sub>着

一綾文ト書<sub>レ</sub>阿<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>綾文ト云ハ平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>射<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>谷  
 一の<sub>レ</sub>綾文<sub>レ</sub>ハ地<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>め<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>糸<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>織<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>友<sub>レ</sub>糸<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>交<sub>レ</sub>カ<sub>レ</sub>ド  
 一双<sub>レ</sub>ノ<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>綾文と云平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>ハ地<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>極<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>文  
 一を<sub>レ</sub>綾文と云<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>と云と<sub>レ</sub>装<sub>レ</sub>束<sub>レ</sub>抄<sub>レ</sub>よ<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>ナリ<sub>レ</sub>梳<sub>レ</sub>着



綾 ウヘノカニ  
あゆもきうの表袴と云事ありアといひきうのん  
枕子うれし中物 簾出さへより 袴は紅梅のこきうすきなま物くいんこころんこころんあり  
の語 綾とハ綾めて浮線綾熟線綾とも綾  
うきいれハミ又永享行幸記云上褄うすうこころん綾物ひとひ一又  
の織方めての名あり

一 紋を丸の内は画く事 永享年中立雪袂り画り諸家紋  
又紋の外は丸を画く方多くアといひ家紋の外は丸を画く  
事時より人の好きより事多や室町及の紋ハ五七  
の相めて丸あり是を諸家紋よといひ宗正大紋は  
公方極出腰物ハ日月貫丸の内は相焼付又云公方極出  
折ハ日月貫糸のい丸相やきつけ又云御劔ハ日月貫  
丸の内相焼付といひこれをもんれ丸あり紋も好き  
相焼付丸を用る事も有りしある一諸家紋ハ嶋津  
氏の紋 **十** 此ありといひ丸の内は筆勢もあり十文  
字もありといひ

一 二重物ひやうのんの上下の事 紀河原親進様楽日記云  
様楽むやうのん二重物の上下也云上下とハ孝子袍の上下下  
ト同一色あるを云也昔二重物と云ハ今の世よこんすけ  
あとも云類ハ漆棟先ト地を何色もと漆てそ上は同色  
をこくして紋二重物紋漆スシテヒヤウモンニルありと漆文ハ別のあめても挿糸とそめ  
たるを二重物と云ハ紋をハ漆すして二重の多を以て  
紋をむやうのんといひたるをむやうのんの二重物と云  
あり

一 袍之襦あし入紐有事 共之袍の襦入紐を付る人の知り



ぬ事へ江次身内各細記篇元日内賢願来主仰云召式  
の司兵之目二有<sup>已上云々</sup>近代昇自階不可然壇下  
置少石路之昇也仍此日二者煎表衣襖放紐又古今六帖  
但草枕信おと志んよひくたとけさうきやハ下のいど  
ひもまゝ今の袍ハ領まのこ入紐あり古の袍ハすそ地  
襖のつゆも入ひもあり襖とハすそもある幅ありそ  
折へ紐をこをこ入るを下の入紐と云也

一 單物の事 禄念年中行事云正月二日公方称御草  
物福地御紋桐とあり單物とハ單重の事へ裏を  
き重ありノ目云上文 御重御紋桐と云へり

八幡社多記云白山左門佑義就若黨七人單物帯太刀云々

一 二重の事 同書云正月朔日公方称御上下二具單物二重  
御紋松文一具ノ御紋ハ桐文公方称御直重御紋ハ桐二重  
浅黄白御小袖とあり二重とハ裏ある重也則裏折の重  
重へ重も祀せし二重物とハ別也

一 白張の袴の事 麻のさへ重めて膝のの上めてくる  
裁縫指考より留る事あり

一 細長の事 童子童女共々<sup>イトケナ</sup>知中時ハ着用せらる物あり  
女官鎧抄云童殿上も細長を<sup>もチレ</sup>見ると皇太子知童の時  
若者之白織物へ源氏水原抄云未通女<sup>ヲトメ</sup>のきる物也之  
袴衣のくひくこの物より太り三寸たり也<sup>身一幅袖衣右二幅を</sup>  
組めて紐を<sup>サシ</sup>はくると延慶四年園大曆云御細長ハ身  
長四尺五寸御身廣六寸五分御大頭<sup>上四寸五分</sup>







小袖のい又云垂垂の下よあいりん少袖ハありす  
 不若ゆを升少袖同前あり物ハゆあ〜  
 ぬてい又浴供故実云垂垂のちよめいりん少袖ハあり  
 す〜そ外深少袖不若いあり物ハゆあ〜有す〜事よ  
 てい又糸々等虫吳布云大帷の時ハ白子少袖を着い給  
 同前又喜赤の時ハ何れの少袖も不若但あり物ハあり  
 若事ハふて生〜目よ之吳相あるハ着いす〜又奉云  
赤供故実云給事たきぬて物ハ近年あり色ノ給あり斗志ありてめいんもい  
 免悟之事云男の夏の晴ハ白帷子ハ若衣ハ別儀又  
切り色ノ給者ハ所制禁まていつる時止めいんも此給とてなり斗志ありて  
 所成次才故実云大帷の時めいりんす少袖白少袖  
若事ハ事不若いきぬのち白くあせきあして物と〜ありいんこころ志  
ぬきさる神りぬきふとい男ハナカまて若事あり  
 たりされハ武家式正乃時ハ白少袖常ハ何色あても若事  
 給の時式正ハ白子給常ハ何ああても若事帷子の時ハ  
 白帷子常ハ何色あても若事也常も表着ト同一色  
 の帯をすまあ  
 垂垂神括袴の給の事浴供故実云浴供の時袴のすま  
 を帯よ入いりんよくい代目の子をバそとあ〜入いりゆ  
 い卯の方を入いぬ事ぬてい又喜赤あるとの時もすま  
 をいさのこ志あ〜ハ不可然い〜をす守りわ斗り  
 志あ〜言て然い〜按古代常若事の垂垂ハ神はも〜り  
 あり袴もす〜と〜と〜も前文ぬて考ア  
 京極殿諸方更尾崎大和等流云常の垂垂袖の裾を袋

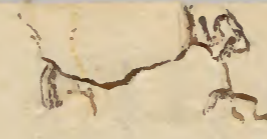


纏りてその内を緒を通ぬ上、括ふは吉実を失て今ハ  
社の上より露を付ん襦もく正を忘るるのあれは襦  
のすえう袋纏りてその内を緒を通したる物と云ふは  
其いふ事の事の口勝口よて忘るる時ハきやもんをすえん  
くひもてくる時ハきやもんを用さるる一上陽供の時ハ  
當を用さるる下括する一歩立倍の時ハ上括する一  
きやもんを用さるる一終四祀を考て一何作院者也古代  
長袴ハ余り長く一たるハ悪きとらんゆを襦よく正とす  
時長色たる物めてハ元也一不思友一陽供故実云  
すあ少の下ハちめたるが布及めてハ正是長袴の余り  
長色たるハ悪き院あり

皆在相傳  
冬ハ三云  
ハスア  
フ着スル  
ハ元服  
ノ時ニモ  
ハタリ

一 小素袍コスアの事笠無日記細川云これの時てハ事重袴衣  
大帷子裏打すあ以下二日三日前より急めんをきてお  
をりけえ又重き射ハ布或  
射ハ装束わくもき急なりけをして當をそく  
今ハ小をあハ行膝當めて射えん今ハと云ハ永西年中をさ  
して云也もや永西年中より小をあハと云者有ん一也  
終その前より有しを知り又云小をあハよの法終より  
神少ちひさく一もくぬのそハ四の方折之け  
その内ハ草を履き止分るともてくけ入てくる時ハ出  
て結一東山殿年中仍事義政  
公時云正月元日今日出立  
之面々者大口重垂走ハ皆着小素袍云これハ義政云  
陽代此名新ありしなり記せ一なるもや永西の比より





一  
 左已前コスタフえをうめよくまをいふ事もいふ事  
 小素袍ツリよ指をいふ事前よんをいふ事



